

2022年  
金沢大学 医薬保健学域 医薬科学類

# 学生の手引き



# 目次

I. 医薬科学類について	1
1. 沿革	1
2. 教育理念	1
3. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	1
4. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）	2
II. 履修について	4
1. カリキュラム概要	4
2. 授業科目と単位	4
3. 履修登録と授業への出席	4
4. 授業日程と単位試験	5
5. 成績通知	6
6. コース配属	6
7. 進級要件	7
8. 卒業研究における研究室配属	7
9. 英語外部検定試験の複数回受験	7
10. 卒業要件	8
III. 学生生活等について	13
1. 学生への連絡	13
2. 住所等について	13
3. アドバイス教員制	13
4. 休学・退学など諸手続	13
5. 授業の撮影・録音等の禁止	14
6. 定期試験等における不正行為	14
7. アンケートへの協力	14
8. ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントを含む）等	14
9. 課外活動	14
10. キャンパス内における駐車	15
11. 事故などの報告	15

IV. 進学について .....	1 6
V. 参考（規程集） .....	1 7
1. 金沢大学医薬保健学域規程（抄） .....	1 7
2. 金沢大学履修規程 .....	3 0
3. 金沢大学学生懲戒規程 .....	3 5
4. 非常時等における緊急登学停止措置に関する要項（抄） .....	4 3

## I. 医薬科学類について

### 1. 沿革

金沢大学医薬保健学域医薬科学類は、令和3年4月1日より金沢大学医薬保健学域内の改組により設立された。金沢大学における医学と薬学の歴史は古く、加賀藩に設立された金沢彦三種痘所（1862年）および卯辰山養生所舎密局（1867年）を各々の起源とする。

年月	学類長	備考
令和3年4月 (2021年)	松永 司	令和3年4月設立

### 2. 教育理念

次代の先進医療や画期的新薬開発等のイノベーションにつながる先端的な医薬科学研究を世界レベルで展開するための高度な研究基盤力を備えた人材を育成する。

### 3. 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

医薬科学類では、上記教育理念に掲げた人材を育成するため、所定の卒業要件を満たし、以下に掲げる学修成果を達成した生命医科学コースまたは創薬科学コースの者に、学士（生命医科学）または学士（創薬科学）の学位をそれぞれ授与する。

#### 【学修成果】

#### （1）医学と薬学の基礎的知識（両コース共通）

- ・医学と薬学の各分野の根幹となる基礎的知識を身につける。
- ・医薬科学研究に取り組む上で必要な基礎的知識を身につける。

#### （2）基礎医学・生命医科学または基礎薬学・創薬科学領域の研究を遂行するために必要な専門的知識・スキル

##### （生命医科学コース）

- ・基礎医学の専門的知識を身につける。
- ・生命医科学各分野の基礎的な知識・スキルを身につける。
- ・基礎医学・生命医科学の特定領域の深い専門性を身につける。
- ・主体的な自己研鑽により、身につけた専門的知識・スキルを実践レベルまで発展させることができる。

##### （創薬科学コース）

- ・基礎薬学の専門的知識を身につける。
- ・創薬科学各分野の基礎的な知識・スキルを身につける。
- ・基礎薬学・創薬科学の特定領域の深い専門性を身につける。
- ・主体的な自己研鑽により、身につけた専門的知識・スキルを実践レベルまで発展させることができる。

#### （3）世界をリードする研究者に求められる研究マインド、倫理観、国際性（両コース共通）

- ・専門分野の未解決な問題を抽出して解決する意欲と基礎的な能力を身につける。
- ・論理的な思考力と表現力を身につけ、他者と論理的に議論できる。
- ・生命倫理と研究倫理の基礎的知識を身につける。
- ・国際的視野を有し、英語でコミュニケーションする基礎を身につける。

#### 4. 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

医薬科学類では、上記学位授与方針に掲げる学修成果を達成するため、各々に対応する科目群を設定するとともに、医薬共通の基礎から各コースの深い専門性をシームレスに学べるよう、階層化した教育課程を編成し、実施する。

##### 【科目群の概要】

- ・学域GS科目：学域に共通した学びの核となる基礎科目
- ・学域GS言語科目：学域に共通した学びの核となる基礎的な言語科目
- ・専門基礎科目：医学と薬学の基礎的知識を修得するための科目
- ・専門共通科目：世界をリードする研究者に求められる研究マインド、倫理観、国際性を修得するための科目
- ・コース専門科目：各コースで研究を遂行するために必要な専門的知識を修得するための科目
- ・課題研究科目：各コースで研究を遂行するために必要なスキルを修得するための科目

##### 【教育課程の概要】

医薬科学類で養成する人材には、医学・薬学双方の基礎的知識を身につけ、医薬科学の基盤を形成した上で、“基礎医学・生命医科学”または“基礎薬学・創薬科学”に専門性を分化し、深化させるとともに、各分野の最先端の知識・スキルを身につけることが重要である。また、“先端的な医薬科学研究を世界レベルで展開する”ために、入学後の早い時期から研究マインド・倫理観を醸成するとともに、国際的な感性・素養や語学力を身につけることも不可欠である。このような考え方の下、編成された教育課程の概要は以下のとおりである。

##### （1）1年次における医薬科学基盤科目の履修

1年次は、KUGSに基づく共通教育科目、学域GS科目に加え、医学と薬学の両分野の基礎的学識を修得するための専門基礎科目として、「基礎人体解剖学」「基礎人体構造学」「基礎人体機能学」「基礎分子細胞生物学」「基礎生物化学」「物理有機化学」「基礎医薬化学」「基礎有機反応学」「基礎医薬合成学」「基礎分析化学」の10科目（各1単位）を履修し、両コース共通の医薬科学の基盤を築く。

##### （2）コース配属後の各コース専門科目とコース横断選択科目の履修

1年終了時に、本人の希望、学業成績等によりコース配属を行い、基礎医学・生命医科学または基礎薬学・創薬科学の専門性を高めるコース専門科目（必修・選択）を履修する。初期は、医学と薬学に共通する分野（生化学、衛生学、微生物学、薬理学など）を各コースの視点から学ぶことで分岐を始め、次第にコース独自の専門性の高い科目を履修することでシームレスに専門性を深化させる。一方、コース配属後も、所属コース以外のコース専門科目の履修が可能であり、修得した講義科目の一部は卒業に必要な選択科目の単位として認められる。（詳細は8ページの「10.卒業要件」を参照）。

##### （3）早期から段階的に研究マインド・倫理観や国際性を醸成する科目の履修

世界をリードする生命医科学研究者や創薬科学研究者を養成する両コース共通の理念に沿って、研究マインド・倫理観や国際性を醸成する専門共通科目が早期から開講される。1年

次に「医薬科学研究者入門」で研究者や研究活動を理解し、研究倫理も学んだ後、2年次から「医薬科学研究者養成Ⅰ・Ⅱ」「医薬科学先端領域特論」を段階的に履修し、学内外の一線級の研究者の講演を聴いて討論を行う。国際性に関しては、1年次に共通教育・GS言語科目（英語）を履修した後、学域GS言語科目「医薬科学英語Ⅰ・Ⅱ」でサイエンスを英語で理解するスキル（読む・聴く）を学び、専門共通科目「国際医薬科学Ⅰ・Ⅱ」で研究成果を英語で発信するためのスキル（話す・書く）の基礎を身につける。また、4年間のうち少なくとも1回の短期海外留学を強く推奨する（「海外AL実習Ⅰ・Ⅱ」）。

#### （4）研究活動に必要な実験技術・知識・スキルを身につける科目の履修

2年次第1クォーターに共通で「医薬科学基礎実習」を履修し、実験・実習における一般的注意や実験データの整理・解析の仕方等を学んだ後、各コースで「医薬科学基礎ローテーション実習」を履修し、様々な研究分野の基本的実験技術をローテーションして身につけるとともに、自分の興味に合う研究分野のマッチングを行う。

3年次第2クォーターから課題研究科目を履修し、配属された研究室で先端的な課題研究に取り組み、各専門研究領域で必要な知識やスキルを身につける。3年次第4クォーターに4年生の課題研究発表会（両コース合同）に参加して多面的・多角的な討論に加わり（「医薬科学特別演習」）、4年次第4クォーターには自身の研究成果を課題研究発表会で発表して質疑応答を行い、大学院進学前の課題研究を総括する（「医薬科学試問」）。

## II. 履修について

### 1. カリキュラム概要

医薬保健学域 医薬科学類の授業科目、単位数および開講時期、ならびにその内容は医薬保健学域規程 別表第4に示すとおりである。

医薬科学類では、生命医科学コースと創薬科学コースへの配属を1年後期終了時に行うことにしており、1年後期までは全学生に対して同一のカリキュラムが提供される。この期間は、自らの学問的志向、適性、将来の方向性を見極める重要な時期となる。卒業に必要な共通教育科目32単位以上を、1年次に全て修得しておくことが望ましい。コース配属決定には1年次の科目履修・修得単位数が関わるので、注意すること（6. コース配属を参照）。

コース配属後の2年次以降は、各コース専門科目を履修して専門性を深めながら、研究者としての価値観・倫理観や英語でのコミュニケーション力を身につける。また、医薬科学分野の基本的実験技術を身につけ、各研究分野の特徴を理解する。また、他コースで必修の専門教育科目（講義）の中から2単位以上を選択必修とし、それを含む4単位までは卒業に必要な選択科目（15単位以上）とすることができる。3年次に進級するためには、各コースにて指定された単位数を2年次末までに修得することが求められる（7. 進級要件を参照）。

3年次第2クォーターからは、研究室に所属して課題研究に取り組み、研究活動に必要な様々なスキルを身につけて各研究分野での研究力を高める。研究成果を4年次第4クォーターに合同課題研究発表会にて発表し、各自の課題研究を総括するとともに両コースの学問分野間の交流を深め、大学院における発展的研究への布石とする。

### 2. 授業科目と単位

講義科目の1単位分は45時間の学習を基本とし、その内訳は、授業での学習が15時間、学生各自の事前・事後学習が30時間である。つまり、学生は授業に出席し、かつその倍の時間の予習・復習を行うことが求められている。

本学では、90分授業で7.5回を1単位に相当、15回を2単位に相当としている。講義科目以外の科目は演習や実習を含むため、これには当てはまらない。

### 3. 履修登録と授業への出席

本学では履修登録等をコンピュータで一括処理している。詳細は、「金沢大学学生便覧」の「Ⅲ-3 授業科目の履修」を熟読すること。指定の履修登録期間内に登録しなかった科目は履修できないので、十分注意すること。なお、各クォーターで履修登録できる単位数には下表のように上限がある。これは、授業時間外に予習・復習を行うための十分な時間を確保するためである。

病気等やむを得ない理由で授業を欠席する場合は、授業開始時までに（事後の際は速やかに）診断書等を添付のうえ、欠席届を授業担当教員に提出すること。ただし、不利な取り扱いを受けないことを保証するものではない。やむを得ない理由で欠席する場合でも、その総日数は授業日数の3分の1までしか認められない（これを超えると単位試験の受験資格なし）。

## 履修登録単位数の上限

学年		1年				2年				3年				4年			
学期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
クォーター		1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
共通教育科目及び専門教育科目を合わせた上限単位数	生命医科学コース	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	創薬科学コース					14	8	13	13.5	14.5	11	10	12	7	5	5	6

・履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、医薬保健学基礎Ⅰ、医薬保健学基礎Ⅱ、医薬科学研究者入門、生命・医療倫理、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡA、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡB、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡC、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡD、医薬科学基礎ローテーション実習（創薬科学コース）Ⅳ、医薬科学研究者養成Ⅰ、医薬科学研究者養成Ⅱ、医薬科学先端領域特論、生命医科学海外AL実習Ⅰ、生命医科学海外AL実習Ⅱ、生命医科学国内AL実習Ⅰ、生命医科学国内AL実習Ⅱ、創薬科学海外AL実習Ⅰ、創薬科学海外AL実習Ⅱとする。

・科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、その都度教務・学生生活委員会が審議の上決定する。

・複数クォーターに継続して開講する授業科目の各クォーターにおける履修上限に算入する単位数は、開講する通算のクォーターにより按分する。

## 4. 授業日程と単位試験

授業の開始日、曜日振替、試験期間、インターバルの時期などは、年単位の「授業日程」で提示される。授業によっては変則的に開講される場合があるので、シラバスや担当教員からの告知等に従うこと。特に、2年次以降は、コースごとに本学の「標準学年暦」とは部分的に異なる「授業日程」が提示されるので注意すること。

単位試験は、以下のように実施される。

- (1) 単位試験は、原則として授業期間の最後に行う。クォーター科目は、「授業日程」に示される各クォーターの試験期間に実施する。（2年次以降は、コースごとに提示される試験期間に実施する。）
- (2) 単位試験の日程は、アカンサスポータル等により通知する。
- (3) 専門教育科目の単位試験の過去問題については、開示可能な科目（過去3年分）のみ、学務係の窓口で学生証を提示の上、閲覧することができる。
- (4) 病気又はやむを得ない理由で試験を欠席する学生は、試験が始まる前に授業担当教員に連絡し、かつ医師の診断書又は欠席理由書と追試験願を、原則として7日以内の極力早い時期に授業担当教員に提出すること。試験に欠席した理由が授業担当教員によって認められれば、その科目の追試験を受けることができる。
- (5) 追試験はあらかじめ授業担当教員と打合せし、誤りのないようにすること。
- (6) 単位試験を受験した結果、授業担当教員に認められれば再試験を受けることができる。再試験該当者には、試験終了後にアカンサスポータル等から通知される。再試験の最終的結果が60点以上の場合「C」、60点未満の場合「不可」の成績が確定する。再試験の実施時期・方法・回数は授業科目によって異なる。
- (7) 不合格となった学生は、同じ科目を再履修することができる。その時は改めて履修登録をすること。



## 5. 成績通知

成績は、アカンサスポータル等で指示する日時に Web で開示される。これ以前に、単位試験の可否を授業担当教員に問い合わせることはできない。

成績情報には授業科目名と評価、修得単位数、GPA 等が記載されている。なお、成績情報は学資負担者およびアドバイス教員にも通知される。

GPA とはグレード・ポイント・アベレージの略で、以下の式で算出される（履修規程第 15 条第 7 項に定める授業科目および他学類開講科目は GPA 算定の対象外）。対象外科目を除いたすべての履修登録科目に対して計算される GPA を「全科目 GPA」と呼ぶ。

$$\text{GPA} = \frac{\text{（各授業科目で得た GP} \times \text{その科目の単位数）の総和}}{\text{履修登録した授業科目の単位数の総和}}$$

※GP（グレードポイント）：S = 4, A = 3, B = 2, C = 1, 不可・放棄・保留 = 0, 合否・認定 = 対象外

成績評価に疑義がある場合は、学務係が通知する申請方法に従って、指定した期間内に疑義申し立てを行うこと。

## 6. コース配属

(1) 生命医科学コースおよび創薬科学コースへの配属は入学年度ごとに決定される。

各コースの定員は、配属コース判定時に対象者が偶数の場合は両コース同数となり、奇数の場合は希望者の多いコースが他コースより 1 名増となる。

(2) コース配属は、学生の希望により決定される。ただし、希望者数が定員を超過した場合は 1 年後期までの「コース選択 GPA」の順位により決定される。「コース選択 GPA」は、「全科目 GPA」とは異なり、以下に示す共通性の高い科目を対象として算定される。「コース選択 GPA」が同点となった場合は、「コース選択 GPA 対象科目」評点の合計点により順位を決定する。決められた期日までに配属希望コースを申し出なかった場合は、定員に空きのあるコースに配属されるので注意すること。

※「コース選択 GPA」対象科目

- ・ 共通教育科目：卒業に必要な基礎科目 4 科目（必修 4 単位）
- ・ 専門基礎科目：10 科目（必修 10 単位）

※「コース選択 GPA」対象外の科目

- ・ 入学前の既修得単位認定等による認定科目

なお、コース選択 GPA が同一の場合は、コース選択 GPA 対象科目において (i)～(iii) の順に上位者を決定する。

- (i) 1 年 Q4 終了時までの対象科目の総修得単位数の多い者を上位とする。
- (ii) 対象科目の上位評価 (S,A,B,C) 数が多い者を上位とする。
- (iii) 対象科目の総得点が高い者を上位とする。

(3) 1 年後期終了時点で、次の条件をすべて満たしていなければならない。

- ① 共通教育科目の内、卒業に必要な基礎科目全 4 単位及び専門基礎科目全 10 単位を履修していること。
- ② 1 年次に開講される学域 GS 科目 5 単位及び専門共通科目 1 単位を修得していること。

- ③ 共通教育科目を1年後期終了時まで、卒業に必要な32単位のうち28単位以上を**修得**していること。
- (4) (3)の条件を満たさない学生については、別途、その集団における「コース選択GPA」順位を決定し、(3)の条件を満たした学生の最下位者の次に置く。
- (5) 予期せぬ休学等でコース選択決定に著しい不公平が生じる場合には、別に協議する場合がある。

## 7. 進級要件

3年次へ進級するためには、2年次第4クォーター終了時において、卒業に必要な共通教育科目32単位以上のうち29単位以上を修得し、かつそこまでに開講される専門教育**必修**科目48単位以上を修得していること。

## 8. 卒業研究における研究室配属

卒業研究とは、医薬科学研究Ⅰ～Ⅲを指す。

卒業研究での配属研究室は、学生の希望及び2年次第4クォーター終了時における「全科目GPA」の順位などに基づいて決定される。研究室ごとの定員や詳細な配属方法は別途指示する。研究室配属は3年次第2クォーターからとなる。なお、3年生に進級できない場合は、研究室配属されない。

## 9. 英語外部検定試験の複数回受験

本学では、「徹底した国際化による、グローバル社会を牽引する人材育成と金沢大学ブランドの確立」のために、在学中に英語検定試験2回の受験を義務付けている。

1回目の英語検定試験として、1年次第4クォーターで本学が実施するTOEIC-IPテストを受験しなければならない。2回目として、TOEIC等の英語検定試験を自ら受験し、そのスコアを提出しなければならない。ただし、本学が定める達成基準（TOEIC760点以上、TOEFL-iBT80点以上もしくは同等以上※1）を満たすスコアを入学前に取得した者、及び大学が定める英語圏を国籍とする者は、2回目の受験が免除される。

医薬科学類では、TOEIC 525点以上もしくは同等以上※2を達成基準に定めており、専門教育必修科目「医薬科学演習Ⅰ」の単位認定要件としている。

※1 TOEFL-ITP 550, IELTS 6, 英検準1級

※2 TOEFL-iBT 53点, TOEFL-PBT 477, IELTS 4.5, 英検2級

なお、英語学習のためのe-Learning講座、受験対策講座、個別相談による学習支援など、継続的な英語学習に向けたサポートを実施している。

※英語学習支援（金沢大学>教育>学習支援>英語学習支援）

URL <https://www.kanazawa-u.ac.jp/education/study/eigogakushushien>

## 10. 卒業要件

卒業には4年以上在学し、以下の表に記載の単位を修得する必要がある。

### (1) 単位修得要件 (医薬保健学域規程 別表第1から抜粋)

区分		修得すべき単位数及び条件	
共通教育科目	導入科目	32単位 以上	大学・社会生活論 1単位 データサイエンス基礎 1単位 地域概論 1単位
	GS科目(6群)		1群から5群の各群から2単位以上 6群から3単位 計15単位*
	GS言語科目		TOEIC準備コース 4単位 EAPコース 4単位
	自由履修科目 ※		2単位以上 GS科目、基礎科目及び初習言語科目の最低修得要件を超えて修得した科目、並びにその他の共通教育科目(導入科目及びGS言語科目を除く)を指します。
	基礎科目		微分積分学ⅠA 1単位 微分積分学ⅠB 1単位 統計数学A 1単位 統計数学B 1単位
	初習言語科目		
専門教育科目	学域GS科目	6科目 6単位	医薬保健学基礎Ⅰ 1単位 医薬保健学基礎Ⅱ 1単位 アカデミックスキル 1単位 プレゼン・ディベート論 1単位 医薬科学イノベーション概論 1単位 医薬科学基礎実習 1単位
	学域GS言語科目	2科目 2単位	医薬科学英語Ⅰ 1単位 医薬科学英語Ⅱ 1単位
	専門基礎科目	10単位	
	専門共通科目	21単位	
	コース専門科目	49単位 以上	必修科目34単位、選択科目15単位以上 【生命医科学コース】 選択科目のうち、創薬科学コースにおいて必修とするコース専門科目(授業形態:講義)2単位以上を、選択必修とする。 【創薬科学コース】 選択科目のうち、生命医科学コースにおいて必修とするコース専門科目(授業形態:講義)2単位以上を、選択必修とする。 ※選択科目のうち、所属コース以外のコース専門科目(授業形態:講義)は、選択必修とする2単位以上を含め4単位までを卒業に必要なコース専門科目の単位に含めることができる。
課題研究科目	10単位		
卒業に必要な単位数		130単位以上	

\*GS科目「2E 細胞・分子生物学」の履修を強く推奨し、「6A インテグレートド化学(化学の世界)」の履修を推奨する。

\*「医薬科学演習Ⅰ」(3年次,0.5単位)の単位認定要件の一つとして、英語検定試験のスコア(TOEIC525点以上もしくは同等以上)の提出を課す。

共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規程の定めるところによる。

(2) コース別 専門教育科目 単位修得要件 (医薬保健学域規程 別表第4から抜粋 ただし表記を一部改変)

生命医科学コース

科目区分	時間割コード	授業科目	授業形態	開講学期					単位数	学生 生命医 科学	備考
				学 年	前期		後期				
					Q1	Q2	Q3	Q4			
学域GS S科目	71001	医薬保健学基礎Ⅰ	講義	1	○				1	必修	必修6単位
	71002	医薬保健学基礎Ⅱ	講義	1		○			1	必修	
	71003	医薬科学イノベーション概論	講義	1			○		1	必修	
	71004	医薬科学基礎実習	実習	2	○				1	必修	
	71005	アカデミックスキル	演習	1	○				1	必修	
	71006	プレゼン・ディベート論	演習	1		○			1	必修	
学域GS 言語科目	71011	医薬科学英語Ⅰ	講義	2	○				1	必修	必修2単位
	71012	医薬科学英語Ⅱ	講義	2		○			1	必修	
専門 基礎 科目	71021	基礎人体解剖学	講義	1	○				1	必修	必修10単位
	71022	基礎人体構造学	講義	1		○			1	必修	
	71023	基礎人体機能学	講義	1			○		1	必修	
	71024	基礎分子細胞生物学	講義	1		○			1	必修	
	71025	基礎生物化学	講義	1	○				1	必修	
	71026	物理有機化学	講義	1	○				1	必修	
	71027	基礎医薬化学	講義	1		○			1	必修	
	71028	基礎有機反応学	講義	1			○		1	必修	
専門 共通 科目	72001	国際医薬科学Ⅰ	講義	2			○		1	必修	必修21単位
	72002	国際医薬科学Ⅱ	講義	3	○				1	必修	
	72003	医薬科学研究者入門	講義	1				○	1	必修	
	72004	医薬科学研究者養成Ⅰ	講義	2			○		1	必修	
	72005	医薬科学研究者養成Ⅱ	講義	3			○		1	必修	
	72006	医薬科学先端領域特論	講義	3 4			○		1	必修	
	72007	医薬科学基礎ローテーション実習 (生命医科学コース)ⅠA	実習	2			○		5	必修	
	72019	医薬科学基礎ローテーション実習 (生命医科学コース)ⅠB	実習	3	○				1	必修	
	72008	医薬科学基礎ローテーション実習 (生命医科学コース)ⅡA	実習	2		○			2	必修	
	72020	医薬科学基礎ローテーション実習 (生命医科学コース)ⅡB	実習	2			○		2		
	72021	医薬科学基礎ローテーション実習 (生命医科学コース)ⅡC	実習	2				○	2		
	72022	医薬科学基礎ローテーション実習 (生命医科学コース)ⅡD	実習	3	○				2		
	72017	医薬科学特別演習	演習	3				○	0.5	必修	
	72018	医薬科学試問	演習	4				○	0.5	必修	
コ ー ス 専 門 科 目 ( 生 命 医 科 学 コ ー ス )	73001	人体解剖学Ⅰ	講義	2	○				2	必修	必修34単位, 選択15単位以上 (創薬科学コース専門科目の選 択必修2単位以上を含むこと)
	73002	人体解剖学Ⅱ	講義	2		○			3	選択	
	73003	組織学Ⅰ	講義	2	○				2	必修	
	73004	組織学Ⅱ	講義	2			○		1	選択	
	73005	神経解剖学Ⅰ	講義	2	○				1.5	必修	
	73006	神経解剖学Ⅱ	講義	2		○			1.5	選択	
	73007	発生学Ⅰ	講義	2	○				1	必修	
	73008	発生学Ⅱ	講義	2		○			2	選択	
	73009	器官生理学Ⅰ	講義	2			○		2	必修	
	73010	器官生理学Ⅱ	講義	2				○	2	選択	
	73011	神経生理学Ⅰ	講義	2			○		2	必修	
	73012	神経生理学Ⅱ	講義	2				○	2	選択	
	73013	生化学Ⅰ	講義	2		○			2	必修	
	73014	生化学Ⅱ	講義	2		○			2	必修	
	73015	生化学Ⅲ	講義	2			○		2	選択	
	73016	生化学Ⅳ	講義	2				○	2	選択	
	73017	薬理学Ⅰ	講義	2				○	1.5	必修	
	73018	薬理学Ⅱ	講義	3	○				1.5	選択	
	73019	薬理学実習	実習	3	○				0.5	選択	
	73020	動物実験と再生医学	講義	2			○		1	必修	
	73021	遺伝学Ⅰ	講義	2			○		1	必修	
	73022	遺伝学Ⅱ	講義	2				○	1	選択	
	73023	ゲノム解析演習	演習	3	○				1	必修	
	73024	分子細胞病理学Ⅰ	講義	2 3				○	2	必修	
	73025	分子細胞病理学Ⅱ	講義	3		○			2	選択	
	73026	人体病理学Ⅰ	講義	2 3				○	2	必修	
	73027	人体病理学Ⅱ	講義	3		○			2	選択	

科目区分	時間割コード	授業科目	授業形態	開講学期				単位数	学生 科 医 生 科	備考	
				学 年	前期		後期				
					Q1	Q2	Q3				Q4
コース 専 門 科 目 ( 生 命 医 科 学 コ ー ス)	73028	ウイルス感染学	講義	2				○	2	必修	
	73029	ウイルス感染学実習	実習	3	○				0.5	選択	
	73030	細菌感染学Ⅰ	講義	2				○	1.5	必修	
	73031	細菌感染学Ⅱ	講義	3	○				1.5	選択	
	73032	細菌感染学実習	実習	3	○				0.5	選択	
	73033	寄生虫学	講義	2				○	1	必修	
	73034	寄生虫学実習	実習	3	○				0.5	選択	
	73035	免疫学	講義	2				○	2	必修	
	73036	免疫学実習	実習	3	○				0.5	選択	
	73037	衛生学Ⅰ	講義	3	○				1.5	必修	
	73038	衛生学Ⅱ	講義	3				○	1.5	選択	
	73039	衛生学実習	実習	3	○				0.5	選択	
	73040	公衆衛生学Ⅰ	講義	3	○				1	必修	
	73041	公衆衛生学Ⅱ	講義	3				○	0.5	選択	
	73042	公衆衛生学実習	実習	3	○				1	選択	
	73043	法医学Ⅰ	講義	2				○	1	必修	
	73044	法医学Ⅱ	講義	3				○	2	選択	
	73045	法医学実習	実習	3				○	0.5	選択	
	73046	臨床法医学特論	講義	3				○	1	選択	
	73047	国際保健学	講義	3	○				0.5	選択	
	73048	脳神経医学	講義	2	○				1	必修	
	73049	生命医科学海外AL実習Ⅰ	実習	2				○	0.5	選択	
73050	生命医科学海外AL実習Ⅱ	実習	2				○	0.5	選択		
73051	生命医科学国内AL実習Ⅰ	実習	2				○	0.5	選択		
73052	生命医科学国内AL実習Ⅱ	実習	2				○	0.5	選択		
コース 専 門 科 目 ( 創 薬 科 学 コ ー ス)	73053	生物化学Ⅰ	講義	2	○				2	選択必修	選択必修から2単位以上 ※選択必修の2単位以上を含めて4単位までを、卒業に必要な単位に含めることができる。 ("選択*"の科目は、卒業に必要な単位に含めることはできない。履修は可。)
	73054	生物化学Ⅱ	講義	2				○	2	選択必修	
	73055	衛生薬学Ⅰ	講義	2	○				2	選択必修	
	73056	衛生薬学Ⅱ	講義	2				○	2	選択必修	
	73057	生体防脚学	講義	2				○	2	選択必修	
	73058	微生物学	講義	2		○			1	選択必修	
	73059	薬品作用学Ⅰ	講義	2	○				2	選択必修	
	73060	薬品作用学Ⅱ	講義	2				○	2	選択必修	
	73061	物理化学Ⅰ	講義	2	○				1	選択必修	
	73062	物理化学Ⅱ	講義	2		○			1	選択必修	
	73063	物理化学Ⅲ	講義	2				○	2	選択必修	
	73064	分析化学	講義	2	○				2	選択必修	
	73065	応用有機化学Ⅰ	講義	2	○				2	選択必修	
	73066	応用有機化学Ⅱ	講義	2				○	2	選択必修	
	73067	薬剤学Ⅰ	講義	2				○	2	選択必修	
	73068	薬剤学Ⅱ	講義	3	○				2	選択必修	
	73069	臨床薬物代謝学	講義	3	○				2	選択必修	
	73070	薬物治療学Ⅰ	講義	3	○				2	選択必修	
	73071	薬物治療学Ⅱ	講義	3				○	2	選択	
	73072	応用有機化学演習Ⅰ	演習	2		○			0.5	選択*	
	73073	応用有機化学演習Ⅱ	演習	2				○	0.5	選択*	
	73074	生命・医療倫理	講義	2				○	1	選択	
	73075	生薬学	講義	2				○	2	選択	
	73076	無機薬化学	講義	2		○			1	選択	
	73077	病態生理学	講義	2				○	1	選択	
	73078	細胞生物学	講義	3	○				1	選択	
	73079	生命工学Ⅰ	講義	3	○				1	選択	
	73080	生命工学Ⅱ	講義	3		○			1	選択	
	73081	天然物化学	講義	3	○				2	選択	
73082	生物有機化学	講義	3	○				2	選択		
73083	有機反応化学	講義	3	○				2	選択		
73084	製剤学	講義	3	○				2	選択		
73085	有機金属化学	講義	3				○	2	選択		
73086	有機機器分析	講義	3				○	2	選択		
73087	臨床検査学	講義	3				○	2	選択		
73088	東洋医学	講義	3				○	1	選択		
73089	医薬品化学	講義	3				○	1	選択		
73090	放射薬品学	講義	3				○	1	選択		
73091	毒性学	講義	3				○	1	選択		
課 題 研 究 科 目	73201	医薬科学研究Ⅰ	実験	3				○	2.5	必修	10単位
	73202	医薬科学研究Ⅱ	実験	4	○				3	必修	
	73203	医薬科学研究Ⅲ	実験	4				○	3	必修	
	73204	医薬科学演習Ⅰ	演習	3				○	0.5	必修	
	73205	医薬科学演習Ⅱ	演習	4	○				0.5	必修	
	73206	医薬科学演習Ⅲ	演習	4				○	0.5	必修	

創薬科学コース

科目区分	時間割コード	授業科目	授業形態	開講学期					単位数	創薬科学	備考
				学年	前期		後期				
					Q1	Q2	Q3	Q4			
学域GS科目	71001	医薬保健学基礎Ⅰ	講義	1	○				1	必修	必修6単位
	71002	医薬保健学基礎Ⅱ	講義	1		○			1	必修	
	71003	医薬科学イノベーション概論	講義	1			○		1	必修	
	71004	医薬科学基礎実習	実習	2	○				1	必修	
	71005	アカデミックスキル	演習	1	○				1	必修	
	71006	プレゼン・ディベート論	演習	1		○			1	必修	
学域GS言語科目	71011	医薬科学英語Ⅰ	講義	2	○				1	必修	必修2単位
	71012	医薬科学英語Ⅱ	講義	2		○			1	必修	
専門基礎科目	71021	基礎人体解剖学	講義	1	○				1	必修	必修10単位
	71022	基礎人体構造学	講義	1		○			1	必修	
	71023	基礎人体機能学	講義	1				○	1	必修	
	71024	基礎分子細胞生物学	講義	1		○			1	必修	
	71025	基礎生物化学	講義	1	○				1	必修	
	71026	物理有機化学	講義	1	○				1	必修	
	71027	基礎医薬化学	講義	1		○			1	必修	
	71028	基礎有機反応学	講義	1			○		1	必修	
	71029	基礎医薬合成学	講義	1				○	1	必修	
	71030	基礎分析化学	講義	1			○		1	必修	
専門共通科目	72001	国際医薬科学Ⅰ	講義	2			○		1	必修	必修21単位
	72002	国際医薬科学Ⅱ	講義	3	○				1	必修	
	72003	医薬科学研究者入門	講義	1				○	1	必修	
	72004	医薬科学研究者養成Ⅰ	講義	2			○		1	必修	
	72005	医薬科学研究者養成Ⅱ	講義	3		○			1	必修	
	72006	医薬科学先端領域特論	講義	3			○		1	必修	
				4		○					
	72009	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅰ	実習	2					1.5	必修	
	72010	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅱ	実習	2		○			1	必修	
	72011	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅲ	実習	2			○		4	必修	
	72012	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅳ	実習	2			○		1	必修	
	72013	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅴ	実習	2				○	3	必修	
	72014	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅵ	実習	2				○	1	必修	
	72015	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅶ	実習	3	○				2	必修	
	72016	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅷ	実習	3	○				0.5	必修	
	72017	医薬科学特別演習	演習	3				○	0.5	必修	
	72018	医薬科学試問	演習	4				○	0.5	必修	
	コース専門科目(創薬科学コース)	73053	生物化学Ⅰ	講義	2	○				2	
73054		生物化学Ⅱ	講義	2			○		2	必修	
73055		衛生薬学Ⅰ	講義	2	○				2	必修	
73056		衛生薬学Ⅱ	講義	2				○	2	必修	
73057		生体防御学	講義	2				○	2	必修	
73058		微生物学	講義	2		○			1	必修	
73059		薬品作用学Ⅰ	講義	2	○				2	必修	
73060		薬品作用学Ⅱ	講義	2				○	2	必修	
73061		物理化学Ⅰ	講義	2	○				1	必修	
73062		物理化学Ⅱ	講義	2		○			1	必修	
73063		物理化学Ⅲ	講義	2				○	2	必修	
73064		分析化学	講義	2	○				2	必修	
73065		応用有機化学Ⅰ	講義	2	○				2	必修	
73066		応用有機化学Ⅱ	講義	2				○	2	必修	
73067		薬剤学Ⅰ	講義	2				○	2	必修	
73068		薬剤学Ⅱ	講義	3		○			2	必修	
73069		臨床薬物代謝化学	講義	3		○			2	必修	
73070		薬物治療学Ⅰ	講義	3		○			2	必修	
73071		薬物治療学Ⅱ	講義	3				○	2	選択	
73072		応用有機化学演習Ⅰ	演習	2		○			0.5	必修	
73073		応用有機化学演習Ⅱ	演習	2				○	0.5	必修	
73074		生命・医療倫理	講義	2				○	1	選択	
73075		生薬学	講義	2				○	2	選択	
73076		無機薬化学	講義	2		○			1	選択	
73077		病態生理学	講義	2				○	1	選択	
73078		細胞生物学	講義	3	○				1	選択	
73079		生命工学Ⅰ	講義	3	○				1	選択	
73080		生命工学Ⅱ	講義	3		○			1	選択	

科目区分	時間割コード	授業科目	授業形態	開講学期				単位数	創薬科学	備考	
				学年	前期		後期				
					Q1	Q2	Q3				Q4
(創薬科学専攻)	73081	天然物化学	講義	3	○			2	選択		
	73082	生物有機化学	講義	3	○			2	選択		
	73083	有機反応化学	講義	3	○			2	選択		
	73084	製剤学	講義	3	○			2	選択		
	73085	有機金属化学	講義	3			○	2	選択		
	73086	有機機器分析	講義	3			○	2	選択		
	73087	臨床検査学	講義	3			○	2	選択		
	73088	東洋医学	講義	3			○	1	選択		
	73089	医薬品化学	講義	3			○	1	選択		
	73090	放射薬品学	講義	3			○	1	選択		
	73091	毒性学	講義	3			○	1	選択		
	73092	創薬科学海外AL実習 I	実習	2		○		0.5	選択		
	73093	創薬科学海外AL実習 II	実習	2		○		0.5	選択		
コース専攻科目 (生命医科学)	73001	人体解剖学 I	講義	2	○			2	選択必修	選択必修から2単位以上 ※選択必修の2単位以上を含めて4単位までを、卒業に必要な単位に含めることができる。 (“選択*”の科目は、卒業に必要な単位に含めることはできない。履修は可。)	
	73002	人体解剖学 II	講義	2	○			3	選択		
	73003	組織学 I	講義	2	○			2	選択必修		
	73004	組織学 II	講義	2			○	1	選択		
	73005	神経解剖学 I	講義	2	○			1.5	選択必修		
	73006	神経解剖学 II	講義	2		○		1.5	選択		
	73007	発生学 I	講義	2	○			1	選択必修		
	73008	発生学 II	講義	2		○		2	選択		
	73009	器官生理学 I	講義	2			○	2	選択必修		
	73010	器官生理学 II	講義	2			○	2	選択		
	73011	神経生理学 I	講義	2			○	2	選択必修		
	73012	神経生理学 II	講義	2			○	2	選択		
	73013	生化学 I	講義	2	○			2	選択必修		
	73014	生化学 II	講義	2	○			2	選択必修		
	73015	生化学 III	講義	2			○	2	選択		
	73016	生化学 IV	講義	2			○	2	選択		
	73017	薬理学 I	講義	2			○	1.5	選択必修		
	73018	薬理学 II	講義	3	○			1.5	選択		
	73019	薬理学実習	実習	3	○			0.5	選択*		
	73020	動物実験と再生医学	講義	2			○	1	選択必修		
	73021	遺伝学 I	講義	2			○	1	選択必修		
	73022	遺伝学 II	講義	2			○	1	選択		
	73023	ゲノム解析演習	演習	3	○			1	選択*		
	73024	分子細胞病理学 I	講義	2			○	2	選択必修		
				3	○						
	73025	分子細胞病理学 II	講義	3		○		2	選択		
	73026	人体病理学 I	講義	2			○	2	選択必修		
				3	○						
	73027	人体病理学 II	講義	3		○		2	選択		
	73028	ウイルス感染学	講義	2			○	2	選択必修		
	73029	ウイルス感染学実習	実習	3	○			0.5	選択*		
	73030	細菌感染学 I	講義	2			○	1.5	選択必修		
	73031	細菌感染学 II	講義	3	○			1.5	選択		
	73032	細菌感染学実習	実習	3	○			0.5	選択*		
	73033	寄生虫学	講義	2			○	1	選択必修		
	73034	寄生虫学実習	実習	3	○			0.5	選択*		
73035	免疫学	講義	2			○	2	選択必修			
73036	免疫学実習	実習	3	○			0.5	選択*			
73037	衛生学 I	講義	3	○			1.5	選択必修			
73038	衛生学 II	講義	3			○	1.5	選択			
73039	衛生学実習	実習	3	○			0.5	選択*			
73040	公衆衛生学 I	講義	3	○			1	選択必修			
73041	公衆衛生学 II	講義	3			○	0.5	選択			
73042	公衆衛生学実習	実習	3	○			1	選択*			
73043	法医学 I	講義	2			○	1	選択必修			
73044	法医学 II	講義	3		○		2	選択			
73045	法医学実習	実習	3		○		0.5	選択*			
73046	臨床法医学特論	講義	3			○	1	選択			
73047	国際保健学	講義	3	○			0.5	選択			
73048	脳神経医学	講義	2	○			1	選択必修			
課題研究科目	73201	医薬科学研究 I	実験	3			○	2.5	必修	10単位	
	73202	医薬科学研究 II	実験	4	○			3	必修		
	73203	医薬科学研究 III	実験	4			○	3	必修		
	73204	医薬科学演習 I	演習	3			○	0.5	必修		
	73205	医薬科学演習 II	演習	4	○			0.5	必修		
	73206	医薬科学演習 III	演習	4			○	0.5	必修		

### III. 学生生活等について

下記に関することは、「金沢大学学生便覧」を参照すること。

- ・学生証
- ・諸証明書
- ・授業料及び授業料免除
- ・奨学金（日本学生支援機構・その他）
- ・健康管理・定期健康診断
- ・学生健康保険，学生教育研究災害傷害保険等
- ・就職支援
- ・課外活動等（全学）
- ・キャンパス内のサービス業務
- ・アルバイト
- ・留学希望
- ・キャンパス交通ルール
- ・学生寮・その他
- ・アカンサスポータル
- ・インターネット及び電子メールの利用
- ・図書館（中央図書館）の利用

#### 1. 学生への連絡

大学から学生に対する連絡（公示，授業時間割，試験日程，奨学金，通知，呼出しその他一切の連絡事項）は，アカンサスポータルのメッセージ機能等によって行う。

メッセージ等の連絡を見ない又は見落としたために不利益が生じても救済されないの  
で常に確認すること。学外からの，学生に対する電話等の呼び出しや郵便物・宅配物の取  
り次ぎは行わないので，家族等にこの旨を知らせておくこと。

#### 2. 住所等について

緊急を要する連絡等のためや，重要な連絡を受け取ることができず不利益を被ることを避  
けるため，入学後に「学務情報サービス」に登録した保護者や自分自身の住所，電話番号，  
メッセージ転送用のメールアドレス等は，常に最新の情報へ更新登録をしておくこと。

#### 3. アドバイス教員制

アドバイス教員は，学生生活全般について学生各々にマンツーマンで指導・助言を行う。  
学生生活を過ごす中で修学，進路等の相談があれば，アドバイス教員に遠慮なく相談すること。  
各々のアドバイス教員については，1年前期当初及び2年コース配属後に通知する。

#### 4. 休学・退学など諸手続

休学，退学，復学をしようとする者は，思わぬ不都合を招かないように，アドバイス  
教員及び学務係へ事前に十分相談すること。病気その他の理由により休学もしくは退学  
しようとするときは，所定の用紙にて届出をすること。その他の手続きについては，学生  
便覧を参照すること。



## 5. 授業の撮影・録音等の禁止

授業中は、担当教員の指示もしくは許可を得た場合を除き、授業の撮影・録画・録音、授業資料の公開を禁止する。授業資料（授業の配布資料、Web コンテンツなど）を無断で公開することは、知的財産を喪失させる行為として懲戒処分の対象となることがある。

## 6. 定期試験等における不正行為

単位試験等において不正行為を行った場合、「自宅謹慎」および原則として「当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目」全てが無効となる嚴重な処罰が与えられ、さらに懲戒処分の対象となる。（V.参考（規程集）の金沢大学学生懲戒規程を参照）

## 7. 各種アンケートへの協力

授業改善のための授業アンケートやコース選択に関するアンケートなど、より良い学生生活が送れるよう各種アンケートを実施しているので、協力すること。

## 8. ハラスメント（セクシュアル・ハラスメントを含む）等

あらゆるハラスメントに関する相談員体制を敷いている。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とは、相手を不快にさせる性的な言動をいい、セクシュアル・ハラスメントを受けたと感じたときには、我慢をしないで相談員に相談すること。

アカデミック・ハラスメント（アカハラ）とは、教育研究の場における嫌がらせ、研究妨害等をいう。理不尽な圧力・言動で勉学に支障をきたすようなことがあってはならない。

アルコール・ハラスメント（アルハラ）とは、本人の意思に反して飲酒を強要されることをいう。気分が悪くなったり、吐いたりするまで飲酒を強要されることはあってはならない。

このような場合も含め、ハラスメントに関することは相談員に相談すること。

※金沢大学総合相談室（金沢大学 > 学生生活 > 学生相談窓口 > ハラスメント防止について）

URL <http://consult.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

## 9. 課外活動

全学公認課外活動団体のほか、医薬保健学域には数多くの学類公認サークルがある。それぞれの定めに従って活動すること。

※金沢大学公式公認サークル（金沢大学 > 学生生活 > 課外活動支援 > 課外活動）

URL <https://www.kanazawa-u.ac.jp/campuslife/extracurricular/circle>

## 10. キャンパス内における駐車

自動車での通学は、特別な事情がある場合以外は許可されない。やむを得ない理由により自動車通学を希望するものは学務係に申し出ること。許可なく駐車した場合は厳重に処罰され、懲戒処分の対象となる場合がある。(V.参考(規程集)の金沢大学学生懲戒規程を参照)

## 11. 事故などの報告

学内外、正課中、課外活動中を問わず、事故に遭ったときは、必ず学務係に届け出ること。また、各部局内の危機管理マニュアルや研究災害防止マニュアルを参照すること。

#### IV. 進学について

医薬科学類の教育理念で掲げた人材として活躍する為には、卒業後に大学院へと進学し、専門的研究を追求することが期待される。本学の大学院医薬保健学総合研究科では、医科学専攻（修士課程）・医学専攻（医学博士課程）、創薬科学専攻（博士前期課程・後期課程）において、数多くの優れた研究分野を有しており、学類と研究科との密接な連携によるシームレスな教育機会を提供している。

また、本学では文部科学省の卓越大学院プログラムなど、全国でも有数の大学院拠点形成化が進行しており、大学院生への経済的支援・留学支援・就職支援が充実している。優れた教育・研究環境の下、様々な分野を牽引する「知のプロフェッショナル」を育成する体制が整っている。

※金沢大学研究力強化・若手研究者支援戦略プロジェクト（金沢大学 > 学生生活 > 経済支援）

URL <https://www.kanazawa-u.ac.jp/campuslife/economic/f-ship>

## V. 参考（規程集）

### 1. 金沢大学医薬保健学域規程（抄）

#### 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、金沢大学医薬保健学域(以下「本学域」という。)における教育課程、履修方法、試験、卒業等に関し、金沢大学学則(以下「学則」という。)及び金沢大学履修規程(以下「履修規程」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（学類・専攻）

第2条 本学域に次の4学類を置く。

医学類

薬学類

医薬科学類

保健学類

2 保健学類に次の5専攻を置く。

看護学専攻、診療放射線技術学専攻、検査技術科学専攻、理学療法学専攻、作業療法学専攻

（所属コースの決定）

第3条 医薬科学類の学生は、その所属する学類において別に定めるところにより、志望するコースを選択し、学類長に届出なければならない。

2 前項の志望者数が、コースごとに学類において定める受入れ上限数を超過したときは、選考によりコースを決定する。

（教育研究上の目的）

第4条 本学域及び学類に係る人材の養成に関する目的その他の教育上の目的は、次のとおりとする。

医薬保健学域

高齢化・少子化や疾病構造の変化を背景に、日常生活の質 [Quality of Life(QOL)] を重視した患者本位の全人的医療の提供のため、関連する医学、保健学及び薬学の分野が相互に協力して、統合的な医療教育を行い、人間性を重視し、総合的な能力を有する高度医療人及び研究者を養成することを目的とする。

医学類

早期体験実習(アーリー・エクスポージャー)、基礎配属での医学研究体験、コア・カリキュラム対応統合型教育、小人数チュートリアル教育、地域医療臨床実習及び診療参加型臨床実習(クリニカル・クラークシップ)などを実施するとともに、全国共用試験 Computer-based Test(CBT)や客観的臨床能力試験(Objective Structured Clinical Examination ; OSCE)で臨床前教育の充実を図り、幅広い教養、豊かな感性、人間への深い洞察力及び問題解決・コミュニケーション能力を備え、全人的医療ができる能力を身につける教育を行い、

人間性を重視し、かつ高度で総合的な能力を有する医療人・医学者を養成することを目的とする。

#### 薬学類

薬学における基礎的及び専門的な知識・技術の修得はもとより、薬学が人間の生命に関わる学問であることを踏まえ、豊かな人間性と高い倫理観を兼ね備えた高度な専門職業人としての薬剤師を養成するとともに、次の世代の医療薬学教育研究者を養成することを目的とする。また、医療人としての倫理観を養い、医療の専門家としての健康と疾病に関わる基礎知識を修得するとともに、臨床現場における実践的な技能と態度、また薬物治療に起因する問題を同定・評価して解決する能力を身につけさせることを教育研究上の目的とする。

#### 医薬科学類

次代の先進医療や画期的新薬開発等のイノベーションにつながる先端的な医薬科学研究を世界レベルで展開するための高度な研究基盤力を備えた人材を養成する。また、医学と薬学の基礎的知識、生命医科学領域／創薬科学領域の研究を遂行するために必要な専門的知識・スキル並びに世界をリードする研究者に求められる研究マインド、倫理観及び国際性を身につけさせることを教育研究上の目的とする。

#### 保健学類

保健学における基礎的及び専門的な知識・技術を修得し、豊かな人間性と高い倫理観を備えた高度な医療人としての看護師・保健師・診療放射線技師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士を養成するとともに、保健学の発展を担う教育研究者を養成する。また、医療人としての社会的使命感を涵養し、現代社会及び将来の保健・医療・福祉における諸課題を探求し解決できるような、総合的で学際的な保健学の能力を身につけさせることを教育研究上の目的とする。

## 第2章 在学年限

### (在学年限)

第5条 在学年限は、学則の定めるところによる。ただし、医学類及び薬学類にあつては、在学年限は12年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、医学類において、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次並びに第5年次及び第6年次の各2学年におけるそれぞれの在学年限は、4年を超えることができない。ただし、第1年次及び第2年次に、医師の診断による疾病の事由によって休学した学生の願い出により、医学類長が在学年限の変更を認める場合は、第1年次及び第2年次の在学年限を5年、かつ第3年次及び第4年次の在学年限を3年とすることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、薬学類において、8年の年数を超えて第5年次に進級することができない者の在学年限は8年とする。

### 第3章 履修方法等

#### (授業科目及び単位数等)

第6条 本学域のそれぞれの学類の授業科目、単位数等は、別表第1、第2及び第4のとおりとする。

ただし、別表第1、第2及び第4の授業科目及び単位数等については、必要に応じ、教育研究会議の議を経て、変更することがある。

2 各学類の履修に関し必要な事項は別に定める。

#### (単位の計算方法)

第7条 授業科目の単位は、1単位45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験及び実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して15時間から45時間の授業をもって1単位とする。

#### (授業科目の公示)

第8条 每学期又は毎クォーターの授業科目及びその担当教員は、その学期の始めに公示する。

#### (履修手続)

第9条 学生は、履修しようとする授業科目をその担当教員の承認を得て、每学期又は毎クォーターの始めに学域長に届け出なければならない。

- 2 学則第54条の規定に基づく每学期又は各クォーターに履修科目として登録できる科目の上限単位数(以下「履修登録単位数の上限」という。)は、別表第3のとおりとする。
- 3 前項の規定は、医学類における専門科目の履修登録に適用しない。

#### (他学域・他学類における授業科目の履修)

第10条 学生は、学域長の許可を得た上で、他学域・他学類の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、本学域所定の授業科目の単位として認定することができる。

#### (他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第11条 学生が、他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとするときは、学域長の許可を得た上、履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の修得単位は、教育研究会議の議を経て、金沢大学国際基幹教育院総合教育部規程(以下「総合教育部規程」という。)第4条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて60単位を超えない範囲で、本学域の単位として認定することができる。
- 3 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 12 条 本学域が教育上有益と認めるときは、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、所定の手続きにより本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第 2 項及び第 3 項により本学域の単位として認定する単位数並びに総合教育部規程第 5 条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(休学期間中の他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学における学修)

第 12 条の 2 本学域が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に他の大学若しくは短期大学(以下「大学等」という。)又は外国の大学等において学修した成果について、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、学域の定めるところに基づき、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、第 11 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 1 項により本学の単位として認定する単位数並びに総合教育部規程第 6 条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 13 条 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に大学等又は外国の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学域に入学した後の本学域における授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 本学域が教育上有益と認めるときは、本学域に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学域における授業科目の履修とみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

3 前 2 項により与えることのできる単位数は、特別選考入学、転入学、再入学及び編入学の場合を除き、本学域において修得した単位以外のものについては、第 11 条第 2 項及び第 3 項、第 12 条第 1 項並びに前条第 1 項により本学域において修得したものとみなす単位数並びに総合教育部規程第 7 条の規定により国際基幹教育院において認定される共通教育科目の単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(他の大学等における履修科目の認定)

第 14 条 「薬剤師法の一部を改正する法律附則第 3 条の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する省令」の必要単位の修得(認定省令第 1 条第 1 項第 3 号及び第 2 項)に係る他大学等において履修した授業科目については、所定の手続きにより薬学類の授業科目の履修により修得したものとみなし、教育研究会議の議を経て単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、60 単位を超えないものとする。このうち医療薬学に係る単位については 26 単位を超えないものとする。

(留学)

第 15 条 学則第 66 条の規定により留学しようとする者は、学域長を経て学長に届け出なければならない。

(他学域学生の履修)

第 16 条 他学域の学生で本学域の授業科目の履修を希望する者は、所属の学域長を経由して本学域長の許可を得なければならない。

#### 第 4 章 試験

(試験)

第 17 条 試験は、各授業科目について、その授業の終わった学期又はクォーター末に行う。

ただし、必要があるときは、その期日を変えることがある。

2 授業科目の性質により、平常の成績をもって、前項の授業科目試験に代えることがある。

3 課題研修の審査は、当該学類に属する教員が行う。

(試験の成績)

第 18 条 試験の成績は、「S」、「A」、「B」、「C」及び「不可」の評語をもって表し、上位から「S」、「A」、「B」及び「C」を合格とし、「不可」を不合格とする。ただし、授業科目又は履修形態等によっては、合格を「合」又は「認定」の評語とすることがある。

第 19 条 単位認定を保留とする場合の基準及び保留後の成績評価方法については、必要に応じ、各学類で別に定める。

(総合成績評価)

第 20 条 GPA における保留授業科目の取扱い及び再履修の取扱いについては、必要に応じ、各学類で別に定める。

(成績評価の疑義申し立て)

第 21 条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、各学類で別に定める。

#### 第 5 章 卒業・学位

(卒業)

第 22 条 本学域医薬科学類及び保健学類にあつては 4 年以上、医学類及び薬学類にあつては 6 年以上在学し、別表第 1 に定める卒業に必要な単位を修得し、かつ、別に定める英語能力の基準を満たす者には、教育研究会議の議を経て卒業を認定する。

2 前項の規定にかかわらず、転入学をした者及び編入学をした者については、必要に応じ、別に定める。

3 第 1 項の期間には、学則第 39 条の規定により、科目等履修生としての相当期間を修業年限に通算することを教育研究会議の議を経て学域長が認めた者にあつては、当該期間を含むものとする。

4 第 1 項の卒業に必要な単位のうち、学則第 55 条から第 57 条の規定により修得することができる単位数は、合わせて 60 単位を超えないものとする。

(学位)

第 23 条 本学域を卒業した者には、学則第 61 条の規定により学士の学位を授与する。

2 前項の学位に付記する専攻分野の名称は、医学、薬学、生命医科学、創薬科学、看護学、保健学とする。



## 第6章 再入学、転入学及び編入学

### (再入学)

第24条 学則第46条第1項第1号の規定により、再入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 再入学の出願手続き、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

### (転入学)

第25条 学則第46条第1項第2号の規定により、本学域へ転入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 転入学の出願資格及び選考方法等については、必要に応じ、別に定める。

3 転入学の時期は、原則として第2学年の始めとする。

### (編入学)

第26条 学則第46条第1項第3号から第7号までの規定により本学域へ編入学を志願する者については、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 編入学の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

## 第7章 転学類

### (転学類)

第27条 転学類(他学域に所属する学生が、本学域の各学類に転学類する場合を含む。)を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 転学類の出願資格及び選考方法等については、各学類で別に定める。

3 転学類の時期は、原則として第2学年の始めとする。

## 第8章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

### (研究生)

第28条 学則第83条の規定により、本学域へ研究生として入学を志望する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 研究生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

### (科目等履修生)

第29条 学則第84条の規定により、本学域へ科目等履修生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 科目等履修生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

### (特別聴講学生)

第30条 学則第85条の規定により、本学域へ特別聴講学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、教育研究会議の議を経て許可することがある。

2 特別聴講学生の出願手続、選考方法その他必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 24 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 13 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 7 条第 3 号、第 12 条の 2 及び第 13 条は、平成 26 年 3 月 31 日に在学する者にも適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、改正後の第 3 条、第 15 条及び第 22 条第 3 項の規定については、平成 27 年 3 月 31 日に在学する者についても適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 11 月 11 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。

2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年 3 月 31 日に在学する者については、第 5 条第 2 項、第 26 条第 1 項並びに別表第 4 の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「創薬科学研究Ⅰ」及び「創薬科学研究Ⅱ」の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし別表第 4 の医学類の専門教育科目における「学域 GS 言語科目Ⅰ（医学英語）」及び「学域 GS 言語科目Ⅱ（医学英語）」の改正規定は、平成 28 年度入学生から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第 3 の薬学類・創薬科学類の上限単位数の規定及び別表 4 の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「医療統計学」、「臨床医学入門」、「臨床栄養学」、「医薬品化学」、「創薬科学」、「毒性学」、「薬剤疫学」、「化学療法学」、「医薬品評価学」、「コミュニケーション論」、「薬学英語演習」、「実務実習Ⅰ」、「実務実習Ⅱ」、「実務実習Ⅲ」、「実務実習Ⅳ」の改正規定については、平成 28 年度入学者から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する者については、別表第 4 の専門教育科目単位配当表のうち薬学類・創薬科学類の「キャリアプラン研修Ⅰ」、「キャリアプラン研修Ⅱ」の改正規定を除き、なお従前の例による。ただし、別表第 4 専門教育科目単位配当表のうち医学類（「脳神経内科学」を除く。）の改正規定並びに薬学類・創薬科学類の「GS 言語科目Ⅱ（薬学英語Ⅱ）」、「生命・医療倫理」、「物理化学Ⅱ」、「看護学入門」、「多職種連携概論」、「注射薬概論」、「健康権と医療」、「臨床心理学」、「有機化学演習Ⅰ」、「有機化学演習Ⅱ」及び「有機化学演習Ⅳ」の改正規定については平成 28 年度入学生から適用し、医学類の「脳神経内科学」については平成 29 年度入学者から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表第 4 の薬学類・創薬科学類の専門教育科目における「薬学研究入門」については、平成 30 年度入学者から適用する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者については、別表第3の保健学類の上限単位数の改正規定を除き、なお従前の例による。この場合において、「放射線技術科学専攻」とあるのは「診療放射線技術学専攻」と読み替えるものとする。ただし、別表第1の医薬科学類の専門教育科目のうちコース専門科目の修得すべき単位数及び条件の改正規定並びに別表第4の薬学類の専門教育科目における「バイオフィーマサイエンスⅠ」、「バイオフィーマサイエンスⅡ」、「創薬動態薬理学」、「プライマリケア演習」及び「ラボローテーション」の改正規定並びに別表第4の医薬科学類の専門教育科目における「医薬科学基礎ローテーション実習（生命ケア演習）」の改正規定並びに別表第4の医薬科学類の専門教育科目における「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅠA」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅠB」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡA」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡB」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡC」、「医薬科学基礎ローテーション実習（生命医科学コース）ⅡD」及びコース専門科目の欄の改正規定については、令和3年度入学者から適用する。

別表第1 単位修得要件

区	分	修得すべき単位数及び条件	
共通教育 科目	導入科目	医学類 42単位以上 薬学類 32単位以上 医薬科学類 32単位以上 保健学類 30～36単位以上	大学・社会生活論 1単位(必修) データサイエンス基礎 1単位(必修) 地域概論 1単位(必修)
	G S 科目 (6群)		1群から5群の各群から2単位を含む12単位 6群から3単位 ※単一の群で3単位を超える修得単位は、自由履修 科目に算入する。 計15単位(選択必修)
	G S 言語科目		TOEIC準備コース 4単位(必修) EAPコース 4単位(必修)
	自由履修科目		2単位以上 G S 科目、基礎科目及び初習言語科目の最低修得要件 を超えて修得した科目、並びにその他の共通教育 科目(導入科目及びGS言語科目を除く。)を指しま す。
	基礎科目		医学類 14単位(必修) 薬学類 4単位(必修) 医薬科学類 4単位(必修) 保健学類 2～8単位(選択必修)
	初習言語科目		
専門教育 科目	学域 G S 科目	医学類 6科目 6単位 薬学類 6科目 6単位 医薬科学類 6科目 6単位 保健学類 5～6科目 6単位以上	選択必修
	学域 G S 言語科目		医学類 2科目 4単位 薬学類, 医薬科学類, 保健学類 2科目 2単位
	専門基礎科目	医学類 3.5単位 薬学類 4単位 医薬科学類 10単位 保健学類 7～15単位	看護学専攻 15単位 診療放射線技術学専攻 7単位 検査技術科学専攻 15単位 理学療法学専攻 12単位 作業療法学専攻 12単位
	専門共通科目	医薬科学類 21単位	
	専門科目	医学類 219単位以上 薬学類 152単位以上 保健学類 83～86単位以上	看護学専攻 83単位以上 診療放射線技術学専攻 86単位以上 検査技術科学専攻 85単位以上 理学療法学専攻 85単位以上 作業療法学専攻 85単位以上
	コース専門科目	医薬科学類 49単位以上	【両コース共通】必修科目34単位, 選択科目15単位 以上 【生命医科学コース】 選択科目15単位以上のうち, 創薬科学コースにお いて必修とするコース専門科目(授業形態:講義)2 単位以上を, 選択必修とする。 【創薬科学コース】 選択科目15単位以上のうち, 生命医科学コースにお いて必修とするコース専門科目(授業形態:講義) 2単位以上を, 選択必修とする。 ※選択科目のうち, 所属コース以外のコース専門科 目(授業形態:講義)は, 選択必修とする2単位以 上を含め4単位までを卒業に必要なコース専門科目 の単位に含めることができる。
	課題研究科目	医薬科学類 10単位	
卒業に必要な単位数	医学類 274.5単位以上 薬学類 196単位以上 医薬科学類 130単位以上 保健学類 135～142単位以上	看護学専攻 136単位以上 診療放射線技術学専攻 137単位以上 検査技術科学専攻 142単位以上 理学療法学専攻 135単位以上 作業療法学専攻 135単位以上	

## 備考

- 共通教育科目の開講科目等は、金沢大学共通教育科目に関する規程に定めるところによる。
- 基礎科目の履修方法は、別表第2のとおりとする。

別表第2 基礎科目の履修方法

授業科目	単位数	医学類	薬学類	医薬科学類	保健学類				
					看護	放射	検査	理学	作業
微分積分学ⅠA	1	◎	◎	◎		◎	○	○	○
微分積分学ⅠB	1	◎	◎	◎		◎	○	○	○
線形代数学ⅠA	1	◎				◎	○	○	○
線形代数学ⅠB	1	◎				◎	○	○	○
微分積分学ⅡA	1								
微分積分学ⅡB	1								
線形代数学ⅡA	1								
線形代数学ⅡB	1								
統計数学A	1	◎	◎	◎					
統計数学B	1	◎	◎	◎					
物理学ⅠA	1	◎			○	◎	○	○	○
物理学ⅠB	1	◎			○	◎	○	○	○
物理学ⅡA	1	◎				◎	○		
物理学ⅡB	1	◎				◎	○		
物理学実験	2				○			○	○
化学ⅠA	1	◎			○		○	○	○
化学ⅠB	1	◎			○		○	○	○
化学ⅡA	1	◎			○		○	○	○
化学ⅡB	1	◎			○		○	○	○
化学実験	2				○				
地学ⅠA	1								
地学ⅠB	1								
地学ⅡA	1								
地学ⅡB	1								
基礎科目最低修得単位数		14	4	4	2	8	6	2	2

備考

- ◎印の科目は必修
- 印の科目は基礎科目必要単位数として加算できるもの
- 上記以外の科目は、卒業要件の「基礎科目」の単位数には算入しない。

別表第3 履修登録単位数の上限

学年 学期	1年				2年				3年				4年				5年				6年			
	前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期	
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
共通教育科目 及び専門教育 科目を合わせた 上限単位数	クォーター																							
医学類	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
薬学類	12.5	12.5	11.5	12.5	14.5	7.5	13	14	12	10	12	14	14	10	8.5	6	-	-	-	-	-	-	-	-
医薬科学類 生命医学コース	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	/	/	/	/	/	/	/	/
医薬科学類 創薬科学コース					14	8	13	13.5	14.5	11	10	12	7	5	5	6	/	/	/	/	/	/	/	/
保健学類	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	/	/	/	/	/	/	/	/

備考

- 2年次・3年次編入学生には適用しない。
- 薬学類において、総合教育部から移行してきた学生には適用しない。
- 医薬科学類において、科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、その都度教務・学生生活委員会で審議の上決定する。
- 薬学類において、科目の再履修等による上記の上限単位数の超過については、履修登録単位数の上限の対象としない。
- 薬学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、アカデミックスキル、プレゼン・ディベート論、医薬保健学基礎Ⅰ、Ⅱ、生命・医療倫理、キャリア形成概論Ⅰ～Ⅲ、薬学海外AL実習Ⅰ、Ⅱ、早期ラボローテーションⅠ、Ⅱとする。
- 医薬科学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、医薬保健学基礎Ⅰ、医薬保健学基礎Ⅱ、医薬科学研究者入門、生命・医療倫理、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医学コース）ⅡA、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医学コース）ⅡB、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医学コース）ⅡC、医薬科学基礎ローテーション実習（生命医学コース）ⅡD、医薬科学基礎ローテーション実習（創薬科学コース）Ⅳ、医薬科学研究者養成Ⅰ、医薬科学研究者養成Ⅱ、医薬科学先端領域特論、生命医学海外AL実習Ⅰ、生命医学海外AL実習Ⅱ、生命医学国内AL実習Ⅰ、生命医学国内AL実習Ⅱ、創薬科学海外AL実習Ⅰ、創薬科学海外AL実習Ⅱとする。
- 保健学類において、履修登録単位数の上限の対象としない授業科目は、基礎看護実習及びヘルスプロモーション実習とする。また、上記の上限単位数の超過については、その都度教務委員会で審議のうえ決定する。
- 複数クォーター継続して開講する授業科目の各クォーターにおける履修上限に算入する単位数は、開講する通算のクォーターにより按分する。

別表4 専門教育科目単位配当表  
医薬科学類

科目区分	授業科目	授業形態	1年次				2年次				3年次				4年次				単位数	コース		備考
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期		後期			生命医科学コース	創薬科学コース	
			第1クォーター	第2クォーター	第3クォーター	第4クォーター	第1クォーター	第2クォーター	第3クォーター	第4クォーター	第1クォーター	第2クォーター	第3クォーター	第4クォーター	第1クォーター	第2クォーター	第3クォーター	第4クォーター				
学域GS科目	医薬保健学基礎Ⅰ	講義	1															1	必修	必修		
	医薬保健学基礎Ⅱ	講義		1														1	必修	必修		
	医薬科学イノベーション概論	講義			1													1	必修	必修		
	医薬科学基礎実習	実習				1												1	必修	必修		
	アカデミックスキル	演習	1															1	必修	必修		
	プレゼン・ディベート論	演習		1														1	必修	必修		
学域GS言語科目	医薬科学英語Ⅰ	講義				1												1	必修	必修		
	医薬科学英語Ⅱ	講義					1											1	必修	必修		
専門基礎科目	基礎人体解剖学	講義	1															1	必修	必修		
	基礎人体構造学	講義		1														1	必修	必修		
	基礎人体機能学	講義			1													1	必修	必修		
	基礎分子細胞生物学	講義		1														1	必修	必修		
	基礎生物化学	講義	1															1	必修	必修		
	物理有機化学	講義	1															1	必修	必修		
	基礎医薬化学	講義		1														1	必修	必修		
	基礎有機反応学	講義			1													1	必修	必修		
	基礎医薬合成学	講義				1												1	必修	必修		
	基礎分析化学	講義		1														1	必修	必修		
専門共通科目	国際医薬科学Ⅰ	講義						1										1	必修	必修		
	国際医薬科学Ⅱ	講義							1									1	必修	必修		
	医薬科学研究者入門	講義			1													1	必修	必修		
	医薬科学研究者養成Ⅰ	講義					1											1	必修	必修		
	医薬科学研究者養成Ⅱ	講義								1								1	必修	必修		
	医薬科学先端領域特論	講義											1					1	必修	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(生命医科学コース)ⅠA	実習						5										6	必修	／		
	医薬科学基礎ローテーション実習(生命医科学コース)ⅠB	実習								1												
	医薬科学基礎ローテーション実習(生命医科学コース)ⅡA	実習					2															
	医薬科学基礎ローテーション実習(生命医科学コース)ⅡB	実習						2											8	必修	／	
	医薬科学基礎ローテーション実習(生命医科学コース)ⅡC	実習							2													
	医薬科学基礎ローテーション実習(生命医科学コース)ⅡD	実習								2												
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅰ	実習					1.5											1.5	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅱ	実習					1											1	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅲ	実習						4										4	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅳ	実習						1										1	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅴ	実習							3									3	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅵ	実習							1									1	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅶ	実習								2								2	／	必修		
	医薬科学基礎ローテーション実習(創薬科学コース)Ⅷ	実習								0.5								0.5	／	必修		
医薬科学特別演習	演習									0.5							0.5	必修	必修			
医薬科学試験	演習																0.5	0.5	必修	必修		
コース専門科目 (生命医科学コース)	人体解剖学Ⅰ	講義				2												2	2	必修	選択	
	人体解剖学Ⅱ	講義				3												3	2	選択	選択	
	組織学Ⅰ	講義				2												2	2	必修	選択	
	組織学Ⅱ	講義				1		1										1	1	選択	選択	
	神経解剖学Ⅰ	講義				1.5												1.5	1.5	必修	選択	
	神経解剖学Ⅱ	講義					1.5											1.5	1.5	選択	選択	
	発生学Ⅰ	講義				1												1	1	必修	選択	
	発生学Ⅱ	講義					2											2	2	選択	選択	
	器官生理学Ⅰ	講義						2										2	2	必修	選択	
	器官生理学Ⅱ	講義							2									2	2	選択	選択	
	神経生理学Ⅰ	講義						2										2	2	必修	選択	
	神経生理学Ⅱ	講義							2									2	2	選択	選択	
	生化学Ⅰ	講義					2											2	2	必修	選択	
	生化学Ⅱ	講義					2											2	2	必修	選択	
	生化学Ⅲ	講義						2										2	2	選択	選択	
	生化学Ⅳ	講義							2									2	2	選択	選択	
	薬理学Ⅰ	講義							1.5									1.5	1.5	必修	選択	
	薬理学Ⅱ	講義								1.5								1.5	1.5	選択	選択	
	薬理学実習	実習									0.5							0.5	0.5	選択	選択	
	動物実験と再生医学	講義						1										1	1	必修	選択	
	遺伝学Ⅰ	講義						1										1	1	必修	選択	
	遺伝学Ⅱ	講義							1									1	1	選択	選択	
	ゲノム解析演習	演習								1								1	1	必修	選択	
	分子細胞病理学Ⅰ	講義								2								2	2	必修	選択	
	分子細胞病理学Ⅱ	講義									2							2	2	選択	選択	

科目区分	授業科目	授業形態	1年次		2年次				3年次				4年次				単位数	コース		備考	
			前期		後期		前期		後期		前期		後期		前期			後期			創薬科学コース
			第1クオ	第2クオ	第3クオ	第4クオ	第1クオ	第2クオ	第3クオ	第4クオ	第1クオ	第2クオ	第3クオ	第4クオ	第1クオ	第2クオ		第3クオ	第4クオ		
			1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2		3	4		
専門教育科目 コース専門科目 (創薬科学コース)	人体病理学Ⅰ	講義								2							2	必修	選択		
	人体病理学Ⅱ	講義									2						2	選択	選択		
	ウイルス感染学	講義							2								2	必修	選択		
	ウイルス感染学実習	実習								0.5							0.5	選択	選択		
	細菌感染学Ⅰ	講義								1.5							1.5	必修	選択		
	細菌感染学Ⅱ	講義									1.5						1.5	選択	選択		
	細菌感染学実習	実習								0.5							0.5	選択	選択		
	寄生虫学	講義							1								1	必修	選択		
	寄生虫学実習	実習								0.5							0.5	選択	選択		
	免疫学	講義								2							2	必修	選択		
	免疫学実習	実習								0.5							0.5	選択	選択		
	衛生学Ⅰ	講義									1.5						1.5	必修	選択		
	衛生学Ⅱ	講義										1.5					1.5	選択	選択		
	衛生学実習	実習								0.5							0.5	選択	選択		
	公衆衛生学Ⅰ	講義									1						1	必修	選択		
	公衆衛生学Ⅱ	講義										0.5					0.5	選択	選択		
	公衆衛生学実習	実習											1				1	選択	選択		
	法医学Ⅰ	講義								1							1	必修	選択		
	法医学Ⅱ	講義										2					2	選択	選択		
	法医学実習	実習										0.5					0.5	選択	選択		
	臨床法医学特論	講義												1			1	選択	選択		
	国際保健学	講義									0.5						0.5	選択	選択		
	脳神経医学	講義				1											1	必修	選択		
	生命医科学海外AL実習Ⅰ	実習								0.5							0.5	選択	／		
	生命医科学海外AL実習Ⅱ	実習								0.5							0.5	選択	／		
	生命医科学国内AL実習Ⅰ	実習								0.5							0.5	選択	／		
	生命医科学国内AL実習Ⅱ	実習								0.5							0.5	選択	／		
	生物化学Ⅰ	講義				2											2	選択	必修		
	生物化学Ⅱ	講義							2								2	選択	必修		
	衛生薬学Ⅰ	講義				2											2	選択	必修		
	衛生薬学Ⅱ	講義							2								2	選択	必修		
	生体防御学	講義							2								2	選択	必修		
	微生物学	講義					1										1	選択	必修		
	薬品作用学Ⅰ	講義				2											2	選択	必修		
	薬品作用学Ⅱ	講義							2								2	選択	必修		
	物理化学Ⅰ	講義				1											1	選択	必修		
	物理化学Ⅱ	講義					1										1	選択	必修		
	物理化学Ⅲ	講義							2								2	選択	必修		
	分析化学	講義				2											2	選択	必修		
	応用有機化学Ⅰ	講義				2											2	選択	必修		
	応用有機化学Ⅱ	講義							2								2	選択	必修		
	薬剤学Ⅰ	講義							2								2	選択	必修		
	薬剤学Ⅱ	講義								2							2	選択	必修		
	臨床薬物代謝学	講義									2						2	選択	必修		
	薬物治療学Ⅰ	講義									2						2	選択	必修		
	薬物治療学Ⅱ	講義										2					2	選択	選択		
	応用有機化学演習Ⅰ	演習					0.5										0.5	選択	必修		
	応用有機化学演習Ⅱ	演習						0.5									0.5	選択	必修		
	生命・医療倫理	講義						1									1	選択	選択		
	生薬学	講義							2								2	選択	選択		
	無機薬化学	講義					1										1	選択	選択		
	病態生理学	講義							1								1	選択	選択		
	細胞生物学	講義								1							1	選択	選択		
	生命工学Ⅰ	講義									1						1	選択	選択		
	生命工学Ⅱ	講義										1					1	選択	選択		
	天然物化学	講義									2						2	選択	選択		
	生物有機化学	講義									2						2	選択	選択		
	有機反応化学	講義									2						2	選択	選択		
	製剤学	講義									2						2	選択	選択		
	有機金属化学	講義										2					2	選択	選択		
	有機機器分析	講義										2					2	選択	選択		
	臨床検査学	講義										2					2	選択	選択		
	東洋医学	講義											1				1	選択	選択		
	医薬品化学	講義											1				1	選択	選択		
	放射薬品学	講義											1				1	選択	選択		
	毒性学	講義											1				1	選択	選択		
	創薬科学海外AL実習Ⅰ	実習							0.5								0.5	／	選択		
	創薬科学海外AL実習Ⅱ	実習							0.5								0.5	／	選択		
	医薬科学研究Ⅰ	実験										2.5					2.5	必修	必修		
	医薬科学研究Ⅱ	実験												3			3	必修	必修		
	医薬科学研究Ⅲ	実験													3		3	必修	必修		
	医薬科学演習Ⅰ	演習									0.5						0.5	必修	必修		
	医薬科学演習Ⅱ	演習											0.5				0.5	必修	必修		
	医薬科学演習Ⅲ	演習												0.5		0.5	0.5	必修	必修		

注. GS 科目発展系科目を開講することがある。詳細は、別に定める。



## 2. 金沢大学履修規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第49条第3項の規定に基づき、授業科目の履修について必要な事項を定めるものとする。

### (授業科目と履修方法)

第2条 授業科目は、共通教育科目(「金沢大学<グローバル>スタンダード」を基軸とした、学士課程教育の基盤をなす授業科目をいう。)及び専門教育科目(学域に係る専門の学芸を教授することを目的とする授業科目をいう。)に区分する。

2 履修方法については、国際基幹教育院及び各学域において別に定める。

第3条 共通教育科目は、「導入科目」、「G S 科目」、「G S 言語科目」、「基礎科目」、「初習言語科目」及び「自由履修科目」に区分する。

2 専門教育科目は、「学域G S 科目」、「学域G S 言語科目」、「専門基礎科目」及び「専門科目」に区分する。

### (基幹教育特設プログラム)

第4条 特定分野の学修を目的として、共通教育科目及び各学類が提供する専門教育科目から編成する教育プログラム(以下「基幹教育特設プログラム」という。)を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 基幹教育特設プログラムにおいて、所定の単位を修得した者には、共通教育委員会の議を経て、国際基幹教育院長が修了を認定する。

3 前2項の教育課程等については、国際基幹教育院において別に定める。

### (副専攻)

第5条 学生が所属する学域、学類並びにコース及び専攻に係る分野以外の分野又は課題に関する教育課程(以下「副専攻」という。)を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 副専攻において、所定の単位を修得した者には、当該学生が所属する学域の教育研究会議の議を経て、学域長が修了を認定する。

3 前2項の教育課程等については、各学域において別に定める。

### (先導 STEAM 人材育成特別プログラム)

第5条の2 幅広い教養と深い専門性を両立した人材を育成することを目的として、「先導 STEAM 人材育成特別プログラム」を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 先導 STEAM 人材育成特別プログラムを修了した者には、修了証を交付する。

3 先導 STEAM 人材育成特別プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(データサイエンス特別プログラム)

第5条の3 数理・データサイエンス・AI活用のための基礎的知識を有する人材を育成するため「データサイエンス特別プログラム」を開設し、その学修成果を認定することができるものとする。

2 データサイエンス特別プログラムを修了した者には、修了証を交付する。

3 データサイエンス特別プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状の取得に関する授業科目)

第6条 教育職員免許状を取得しようとする者は、別に定める「教科に関する専門的事項」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」、「各教科の指導法」、「大学が独自に設定する科目」及び「特別支援教育に関する科目」の単位を修得しなければならない。

(受講者の抽選・選抜)

第7条 一部の授業科目については、選抜試験又は抽選等で受講者を選定することがある。

2 前項の授業科目及び受講者の適正人数は、国際基幹教育院及び各学域において指示するものとする。

(履修手続)

第8条 学生は、履修を希望する授業科目について、別に定める履修登録期間に履修登録手続により学域長又は国際基幹教育院長に願い出、許可を受けなければならない。

2 学生は、履修登録期間後に履修を希望する授業科目の確認を行い、変更する場合は確認・変更期間内に手続を行わなければならない。

3 履修登録手続をしていない授業科目については、履修することができない。履修登録手続に不備又は誤りがあった場合も同様とする。

4 やむを得ない理由により、所定の期間内に履修登録手続を行うことができない場合は、その理由を付して学域長又は国際基幹教育院長に届け出なければならない。

(履修登録の制限)

第9条 各学期又は各クォーターに履修登録できる単位数の上限は、各学域及び国際基幹教育院で別に定める。

(履修許可の取消し)

第10条 履修を許可された後においても、本規程に違反して履修登録したことが判明した場合には履修の許可を取り消すことがある。

(単位認定対象資格)

第11条 次に掲げる各号のいずれかに該当する学生は、単位認定を受ける資格がないものとする。

- (1) 当該授業科目の履修登録をしていない者
- (2) 授業出席回数が国際基幹教育院及び各学域で定める出席すべき授業回数に満たない者
- (3) 休学期間が当該授業科目の開講期間と重なる者

(不正行為)

第 12 条 試験等における不正行為については、金沢大学学生懲戒規程の定めるところによる。

(単位確定時期)

第 13 条 単位確定の時期は、次の各号に掲げる時期とする。

- (1) 前期開講授業科目は、9 月末日とし、後期開講授業科目は、3 月末日とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、卒業者については学位授与の日をもって単位確定の時期とする。

(成績の評価)

第 14 条 授業科目の成績は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

評語 英訳(証明書) 評語 判定 学修達成度

- |        |              |     |             |
|--------|--------------|-----|-------------|
| (1) S  | AA           | 合格  | 90%以上       |
| (2) A  | A            | 合格  | 80%以上 90%未満 |
| (3) B  | B            | 合格  | 70%以上 80%未満 |
| (4) C  | C            | 合格  | 60%以上 70%未満 |
| (5) 合  | P : Pass     | 合格  | 60%以上       |
| (6) 認定 | CF : Certify | 合格  | 60%以上       |
| (7) 不可 |              | 不合格 | 60%未満       |
| (8) 否  |              | 不合格 | 60%未満       |
| (9) 放棄 |              | 不合格 |             |

2 「合」及び「否」の評語は、一定水準の成績達成を目的とした授業科目において使用するものとする。

3 「認定」の評語は、本学の開講科目以外の授業科目及び外部試験等の結果により、評価する授業科目において使用するものとする。ただし、単位互換協定書その他により定めがある場合は、この限りでない。

4 単位認定を保留とする場合の基準及び保留後の成績評価方法については、国際基幹教育院及び各学域において別に定める。

5 成績通知には、第 1 項の評語を用いる。

6 成績証明書には、判定が合格となった授業科目のみ記載し、第 1 項の評語を用いる。ただし、認定は「認」と表示する。

(総合成績評価)

第 15 条 前条の成績の評価に対して次の各号に掲げるグレード・ポイント(以下「GP」という。)を設定し、不合格の授業科目を含めて、履修科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。))を算出し、総合成績評価を行う。

評語 GP

(1) S 4 点

(2) A 3 点

(3) B 2 点

(4) C 1 点

(5) 合 対象外

(6) 認定対象外

(7) 不可 0 点

(8) 否 対象外

(9) 放棄 0 点 (第 14 条第 2 項に規定する評語を用いる科目については対象外)

2 単位認定が保留となった授業科目の GP は、0 点とする。

3 GPA を算出する基準は、次のとおりとする。

$$GPA = (\text{授業科目で得た GP} \times \text{その授業科目の単位数}) \text{の総和} / (\text{履修登録した授業科目の単位数の総和})$$

4 成績証明書には、GPA は明記しない。

5 GPA における保留授業科目は、履修登録した授業科目の単位数の総和に含める。

6 再履修の取扱いについては、国際基幹教育院及び各学域において別に定める。

7 GPA 対象外授業科目は、次のとおりとする。

(1) 共通教育科目

「導入科目」、 「いしかわシティカレッジの他大学提供科目」、 「放送大学の授業科目」、 「入学前の既修得単位を認定した授業科目」及び「外部試験によって「認定」の評語で単位認定した授業科目」

(2) 前号以外の共通教育科目については、各学域において別に定める。

(3) 専門教育科目については、各学域において別に定める。

(成績評価の疑義申し立て)

第 16 条 成績の評価に対する疑義申し立てについては、「成績評価への疑義申し出に対する対応についての申し合わせ」による。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、平成 21 年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度入学生から適用する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に在学する者については、なお従前の例による。ただし、第 4 条第 2 項に定める共通教育特設プログラムの修了認定は、国際基幹教育院長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

### 3. 金沢大学学生懲戒規程

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢大学学則第70条又は金沢大学大学院学則第41条の規定に基づき、学生の懲戒に関する手続その他必要な事項を定める。

(基本的な考え方)

第2条 学生に対する懲戒は、学校教育法第11条及び学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、学生に対する制裁としての一定の不利益を与える処分である。

2 懲戒は、懲戒対象行為がなされたことを要件として、その態様、結果、影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行われなければならない。

(懲戒の対象となる行為)

第3条 懲戒の対象となる行為は、次のとおりとする。

- (1) 刑罰法令に抵触する行為
- (2) 本学が定める規則及び規程等に違反する行為
- (3) 試験等における不正行為
- (4) 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為
- (5) その他本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為

(懲戒の種類及び内容)

第4条 懲戒の種類及び内容は次のとおりとする。

- (1) 退学 学生としての身分をはく奪すること。
- (2) 停学 自分が行った行為について考え、更生のための時間を与えるため、期間を定めずに(以下「無期停学」という。)又は期間を定めて(以下「有期停学」という。)、登学を禁ずること。
- (3) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒めること。

2 無期停学の期間は6か月以上とし、有期停学の期間は7日以上6か月未満とする。

(懲戒の量定)

第5条 懲戒処分の量定は、別表1に定める懲戒処分の標準例(以下「標準例」という。)に準拠する。

2 懲戒処分の量定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、標準例に掲げられていない懲戒対象行為については、標準例に照らして判断し、相当の懲戒処分を行うことができる。

(調査委員会による処分方針案の策定)

第6条 懲戒対象行為を行った学生が所属する学域長、研究科長、国際基幹教育院長又は国際機構長(以下「部局長等」という。)は、懲戒対象行為を確認したときは、調査委員会を設置し、懲戒対象行為に係る事実の認定及び懲戒処分の量定に係る審議をさせなければならない。

2 調査委員会の委員長及び委員は、部局長等が指名する。

- 3 調査委員会は、懲戒対象行為に係る事実の認定に当たっては、事実関係の調査及び当該学生に対する事情聴取を行わなければならない。
- 4 調査委員会は、当該学生に対する事情聴取に際し、口頭による意見陳述の機会を与えなければならない。ただし、学生が心身の故障、身柄の拘束その他の事由により、口頭による意見陳述ができないときは、これに代えて文書による意見提出の機会を与えるものとする。
- 5 調査委員会は、認定した事実とともに、次の各号に掲げる事項を総合的に判断して、懲戒処分の量定に係る審議を行い、処分に関する方針案（以下「処分方針案」という。）を策定し、部局長等に提出しなければならない。
  - (1) 当該学生の状態等並びに行為の悪質性及び重大性
  - (2) 懲戒対象行為の動機、態様及び結果
  - (3) 過去の懲戒対象行為の有無
  - (4) 日常における生活態度及び懲戒対象行為後の態様  
(悪質性及び重大性の判断基準)

第7条 前条第5項第1号の悪質性及び重大性の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 悪質性については、当該学生の主観的態様、当該懲戒対象行為の性質、当該懲戒対象行為に至る動機等により判断する。
- (2) 重大性については、当該懲戒対象行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該懲戒対象行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

(懲戒処分の均衡及び調整)

第8条 部局長等は、調査委員会の策定した処分方針案について、教育担当理事に意見を求めなければならない。

- 2 教育担当理事は、前項の処分方針案について、全学的な均衡及び調整を図る見地から検討し、その検討結果を部局長等に通知する。
- 3 教育担当理事は、前項の通知の後、更に別途検討すべき事案が含まれていると認めるときは、部局長等にその旨を通知する。
- 4 前2項において、教育担当理事が再度審議の必要がある旨の通知をしたときは、部局長等は、調査委員会に再度審議をさせなければならない。

(懲戒処分の申請)

第9条 部局長等は、前条の手続きを経た処分方針案につき、教育研究会議、新学術創成研究科会議、国際基幹教育院教授会議又は国際機構運営会議（以下「教育研究会議等」という。）の議を経て、懲戒処分申請書を作成し、速やかに学長へ懲戒処分の申請をしなければならない。

(懲戒処分の決定)

第10条 学長は、部局長等からの懲戒処分の申請に基づき、教育研究評議会の議を経て、懲戒処分を決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長は、申請のあった事案に係る懲戒処分に対して、訓告又は1か月に満たない期間の停学が相当であると判断した場合は、教育研究評議会の議を経

ずに、これを決定することができる。ただし、学長は決定後速やかに教育研究評議会に報告しなければならない。

- 3 学長は、第2項で決定した懲戒処分に対して、懲戒の対象とする行為の事実が明白でかつ当該学生がその事実及び当該懲戒処分の受入れを認めている場合、停学の始期を当該行為のあった日とすることができる。
- 4 学長は、前3項の懲戒処分を決定したときは、懲戒処分（退学・停学・訓告）告知書（以下「告知書」という。）を添付して、速やかに部局長等に通知する。
- 5 懲戒処分は、教育研究評議会が部局長等からの懲戒処分の申請を承認した日に、発効する。ただし、第2項に該当する場合は、学長が懲戒処分を決定した日に、発効する。
- 6 部局長等は、当該学生に告知書を交付することにより、速やかに懲戒処分の告知をしなければならない。
- 7 学長は、懲戒処分を行ったときは、学内に告示する。

（無期停学処分の解除）

第11条 部局長等は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが相当であると認めるときは、学長に対し、その処分の解除を申請することができる。

- 2 無期停学は、原則として6か月を経過した後でなければ、解除することができない。
- 3 無期停学処分の解除の発効日は、教育研究評議会が処分解除申請を承認する際に定める。
- 4 第6条、第8条から前条までの規定（前条第3項及び第5項を除く。）は、無期停学処分の解除に準用する。この場合において、前条中、「懲戒処分告知書」とあるのは、「懲戒処分解除通知書」と読み替えるものとする。

（停学期間と在学年限・修業年限の関係）

第12条 停学の期間は、在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、停学の期間が1か月未満の場合は、修業年限から1か月を減ずる。

（懲戒処分学生の成績の取扱）

第13条 懲戒処分を受けた学生の成績の取扱については、別表2に定める懲戒処分による成績への影響例に準拠する。

（懲戒処分と学籍移動）

第14条 部局長等は、懲戒対象行為を行った学生から、懲戒処分の決定前に自主退学又は休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。

- 2 部局長等は、停学中の学生から停学期間を含む休学の申出があった場合には、この申出を受理しないものとする。
- 3 休学中の学生が停学となった場合、停学開始日は原則として当該休学期間終了後とする。

（不服申立て）



第15条 懲戒処分を受けた学生は、次の各号の一に該当する事由があるときは、懲戒処分の発効日の翌日から起算して14日以内に、学長に対し書面により不服を申し立てることができる。

- (1) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証拠資料が、偽造又は変造されたものであることが判明した場合
- (2) 懲戒対象行為に係る事実の認定の基礎となった証人の証言が、虚偽のものであることが判明した場合
- (3) 懲戒対象行為に係る事実の認定の後に、重大な証拠が新たに発見された場合
- (4) 懲戒対象行為に係る事実の認定に影響を及ぼす事実について、判断の遺脱があった場合

2 前項の不服申立ては、1回に限り行うことができる。

3 第1項の書面には、不服を理由づける事実を具体的に記載し、根拠となる資料を提出しなければならない。

4 学長は、第1項の不服申立て及び根拠資料の提出があったときは、申立書及び根拠資料を部局長等に送付し、再調査をさせるものとする。

(再調査委員会の設置)

第16条 部局長等は、学長から懲戒処分に係る不服申立書及び根拠資料の送付があったときは、再調査委員会を設置しなければならない。

2 再調査委員会の委員長及び委員は、第6条第2項に規定する調査委員会委員以外の教員とし、部局長等が指名する。

3 再調査委員会の委員は5人以上とし、部局長等は、必要があると認めるときは、他の部局の教員を当該教員が所属する部局長の承諾を得て、委員とすることができる。

(不服申立てに対する調査)

第17条 再調査委員会は、不服申立書及び根拠資料に基づき、不服申立てに正当な理由があるかどうかの判断に当たって、事実の確認を行う。

2 再調査委員会は、調査委員会の懲戒処分手続きに係る記録の確認を行う。

3 再調査委員会は、前2項の調査に基づき、申立書の根拠となる事実の存否及び懲戒処分の量定に係る審議を行い、再調査に基づく対処方針案(以下「再調査対処方針案」という。)を策定し、部局長等へ提出しなければならない。

(懲戒処分の均衡及び調整)

第18条 第8条の規定は、再調査対処方針案に準用する。

(不服申立てに対する回答書の決定)

第19条 部局長等は、前条の手続きを経た再調査対処方針案につき、教育研究会議等の議を経て、不服申立てに係る回答書を作成し、速やかに学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の部局長等からの不服申立てに係る回答書の提出があったときは、教育研究評議会の議を経て、不服申立てに係る回答を決定する。

3 学長は、前項の決定内容について、速やかに部局長等及び当該学生へ文書をもって通知する。

4 学長は、再調査によって懲戒処分内容を変更したときは、学内に告示する。

(その他の教育的措置)

第20条 部局長等は、第4条に規定する懲戒のほか、教育的措置として口頭による嚴重注意を行うことができる。

2 部局長等は、第3条に規定する懲戒の対象とする行為の事実が明白であるときは、懲戒処分の決定前に、当該学生に対して自宅謹慎を命ずることができる。この場合において、自宅謹慎中の期間は、停学期間に算入することができる。

(懲戒処分に関する情報公開)

第21条 懲戒処分を受けた学生の将来を考慮し、成績証明書その他当該学生の成績及び修学状況に関する文書で、被処分者及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものについては、原則として懲戒の内容を記載しないものとする。

(関係者の守秘義務)

第22条 学生の懲戒等に関する事項に関わった職員は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、その地位を解かれた後も継続する。

(雑則)

第23条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 (略)

附 則 (抄)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 懲戒処分の標準例

事 例		訓告	停学		退学
			有期	無期	
違反する行為	交通法規に 酒気帯び運転，酒酔い運転，無免許運転，著しい速度超過， ひき逃げ等悪質な交通違反		○	○	○
	前項以外の交通違反	○	○	○	○
犯罪	薬物 大麻，麻薬，あへん，覚せい剤，その他心身に悪影響を及ぼす薬物の所持，使用，売買又はその仲介等	○	○	○	○
1   ス ト	ストーカー行為等の規制等に関する法律(以下「法」という。)		○	○	○

事 例		訓告	停学		退学
			有期	無期	
	第2条に規定するつきまとい，待ち伏せ等の悪質な行為				
	その他のストーカー犯罪（法第3条に規定する行為等）	○	○		
つ わ い せ の 行 為	痴漢，のぞき，強制わいせつ，青少年保護条例等違反，盗撮（隠し撮り）等及びセクシュアル・ハラスメント	○	○	○	○
ネ ッ ト ワ ー ク の 不 正 な 行 為	悪質な不正使用（成績表等の公文書及び私文書の改ざん等の不正アクセス，外部システムへの不正アクセス，ネットワーク運用妨害，伝染性ソフトウェアの持ち込み等）		○	○	○
	その他の不正使用（著作権，特許権等の知的財産権の侵害，嫌がらせメール等）	○	○		
喪 失 さ せ る 行 為	知的財産を 本学の知的財産を喪失させる行為（知的財産を無断で提供し，公表し，又は指定された場所から移動する行為，共同研究の遂行又は知的財産の確保を目的とする秘密保持契約に違反する行為，知的財産として保護対象に指定された情報を漏洩する行為等）		○	○	○
犯 罪	凶悪 殺人，強盗，強姦性交，放火等		○	○	○
の 犯 罪	そ の 他 傷害，窃盗等（条例等への抵触を含む。）	○	○	○	○
試 験 等 に お け る 不 正 行 為	①他人に自分の身代わりとして試験を受けさせること。 また，自分が他人の身代わりとして試験を受けること。		○	○	○
	②成績評価に係るレポート（卒論等を含む。以下同じ。）において他人の著作物を盗用すること，実験や調査結果のデータを捏造・偽造すること，他人が書いた成績評価に係るレポート・著作物を自分のものとして提出すること。	○	○	○	○
	③試験場（オンライン試験の場合は受験する場所。以下同じ。）にカンニングペーパーを持ち込むこと。		○		
	④試験中に他の人の答案を見ること，他の人から答えを教わること。または，答案を交換すること。		○		
	⑤試験場（試験場の物品等を含む。），携行品や身体に試験内容に関する書き込みをすること。		○		
	⑥あらかじめ許可された場合を除き，参考書やノート等，携帯電話やスマートフォン，腕時計型端末，電子辞書，ICレコーダー，電卓等の電子機器類を持ち込み，使用したり，身につけたりすること。		○		

事 例	訓告	停学		退学
		有期	無期	
⑦試験終了後、返却された答案用紙や提出物を改ざんすること。		○		
⑧その他、試験の不正行為に関する全てのほう助、授業科目担当教員及び監督者の注意又は指示に従わない等の公正な試験実施を害する行為	○	○	○	○
本学敷地内におけるいわゆる暴走行為又は悪質な駐車違反	○	○		
授業、研究等で知り得た個人情報又は機密情報を第三者に漏えいする行為（漏えいにつながる行為を含む。）	○	○	○	○
学問上の倫理又は研究倫理に反する行為（論文作成等における捏造、改ざん又は盗用等を含む。）	○	○	○	○
本学の教育研究活動や管理運営を妨害する行為、又は本学職員の円滑な職務執行を害する行為	○	○	○	○
その他本学の名誉及び信用を著しく失墜させる行為	○	○	○	○

別表2 懲戒処分による成績への影響例

	処分	成績の取扱い	
試験等における不正行為	訓告	当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目（共通教育科目，専門教育科目，教職科目等，保留中の科目を含む）の単位をすべて無効（不可）とする。ただし、不正行為を行った科目以外については、教育的配慮から、単位無効とする科目から除外することができる。	
	停学	有期	当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目（共通教育科目，専門教育科目，教職科目等，保留中の科目を含む）の単位をすべて無効（不可）とする。
		無期	当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目（共通教育科目，専門教育科目，教職科目等，保留中の科目を含む）の単位をすべて無効（不可）とする。
	退学	退学日をもって、当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目をすべて取り消す。	
上記以外の行為	訓告	成績に影響を与えない。	

	停学	有期	授業科目担当教員の成績報告に基づく。
		無期	当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目の単位をすべて無効（不可）とし、解除日まで履修登録申請を受け付けない。
	退学	退学日をもって、当該学期（各学期又は各クォーター）の履修許可科目をすべて取り消す。	

#### 4. 非常時等における緊急登学停止措置に関する要項（抄）

この要項は、学生の安全・安心の確保及び非常時等における学修機会の確保を担保しつつ、円滑な教育の推進を目的に、暴風警報、大雨警報、大雪警報等及び各種特別警報（以下、「警報」という。）の発令や地震等の自然災害等による公共交通機関の運休並びに学内事故等で、授業及び試験（以下、「授業等」という。）の実施が困難となった場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

##### （登学停止措置）

1. 警報の発令や不測の事態が生じ、学生・職員（非常勤講師を含む。以下、同じ）の通学・通勤の著しい困難が予見される場合や授業の実施が困難となる恐れが高いと本学が判断する場合、危機管理担当理事は全学生を対象に「緊急登学停止」の措置（帰宅命令を含む。以下、「登学停止措置」という。）を発令することができる。

##### （対象とする事例）

2. 警報の発令等により、北陸鉄道バス「金沢大学路線（金沢駅～金沢大学間）」が運休又は運休の可能性が高いと判断する場合、危機管理担当理事は教育担当理事の要請に基づき、学生に「緊急登学停止」の措置を発令し、これを学長に報告する。

なお、発令に際し、危機管理担当理事は、関係理事と事前協議を行い、前日の15時までに登学停止措置発令の有無を決定するよう努める。

##### （授業欠席の配慮）

3. 前項に規定するもののほか、公共交通機関の運休・不通により学生が授業等を欠席した場合、授業担当教員は欠席による不利益を与えないよう配慮するものとする。

##### （授業の取扱い）

4. 登学停止措置発令時における授業等は、休講とはせず、動画やオンライン教材等を用いたオンデマンド型の遠隔授業（以下、「オンライン授業」という。）で実施することを原則とする。

なお、登学停止措置発令時は当該一日の授業等は全てオンライン授業で実施することとし、授業担当教員は学生に対面授業実施等のため、登学を求めてはならない。

ただし、試験においてオンラインによる実施ではその評価が困難で、公平性及び厳格な成績評価が担保できない場合は、各部局長の許可を経て、休講とし、補講日等別日に実施することができる。

##### （登学停止措置の通知）

5. 登学停止措置発令に際し、学生及び職員へは金沢大学緊急連絡システム（C-SIREN）を介し通知するとともに、本学 Web サイト及びアカンサスポータルに情報を掲載し広く周知する。

(授業担当教員)

6. 授業担当教員は、不測の事態を想定し、大学からの緊急連絡に備え、C-SIREN 及びアカンサスポータル等の連絡手段の設定・確認を行うとともに、常にオンライン授業の実施に備えなければならない。

(その他)

7. 第2に規定するもののほか、危機管理担当理事は、重篤な感染症の発生や、火災、大規模停電、その他の重大な事件又は事故により授業の実施が困難と判断する場合、登学停止措置の他、授業等を休講とすることができる。

学生及び職員への通知は登学停止措置に準ずる。

8. 各部局長は、第2及び第7の規定にかかわらず、授業実施に関して、大学全体と状況を異にすると判断する場合は、危機管理担当理事の許可を経て、学生の安全、公平が確保できる範囲内で、独自に授業の実施又は登学停止の措置をとることができる。

附則

1. この要項は、令和3年3月19日から施行する。
2. 台風等非常時における授業・学期末試験等の取扱いに関する申合せは廃止する。

この「学生の手引き」は医薬科学類の専門教育科目について編集したものです。「金沢 大学学生便覧」及び「共通教育科目履修案内」と相補うものですから、これらの案内等を卒業まで大切に保管し有効に活用してください。

なお、共通教育科目については、「共通教育科目履修案内」を参照してください。

◆医薬科学類の公式 Web サイト



本学 Web サイトトップ > 学域・学類・大学院等 > 医薬保健学域 > 医薬科学類  
<https://iyakukagaku.w3.kanazawa-u.ac.jp/>

◆KU-NOTICES（医薬科学類学生向け情報 Web サイト）



<https://note.w3.kanazawa-u.ac.jp/contents/305>

◆医薬科学類電子掲示板（学内専用）



アカンサスポータル > LMS コース(WebClass) > その他情報 >

医薬保健学域 医薬科学類

2022年4月

発行 金沢大学

編集 金沢大学医薬保健学域医薬科学類

【角間キャンパス】

〒920-1192 金沢市角間町

TEL 076-234-6987

【宝町キャンパス】

〒920-8640 金沢市宝町 13 番 1 号

TEL 076-265-2813